

令和5年第3回東大和市議会定例会会議録第19号

令和5年9月8日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
7番	上林真佐恵君	8番	中村庄一郎君
9番	木下富雄君	10番	森田博之君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	高峰章君	14番	大川元君
15番	中間建二君	16番	荒幡伸一君
17番	木戸岡秀彦君	18番	佐竹康彦君
19番	東口正美君	20番	金井康哲君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（2名）

5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
----	-------	----	-------

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（33名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	木村西君
子ども未来部長	志村明子君	地域福祉部長	伊野宮崇君
健幸いきいき部	川口荘一君	まちづくり部長	金子秀之君
教育部長	小俣学君	教育部参事	小野隆一君
企画政策課長	荒井亮二君	公共施設等マネジメント課長	遠藤和夫君
秘書広報課長	加藤泰正君	総務管財課長	関根崇君
デジタル推進担当課長	藤本貴史君	市民課長	長井素子君

産業振興課長 佐伯芳幸君
保育課長 石川正憲君
地域包括ケア推進課長 石嶋洋平君
保険年金課長 吾郷真利君
まちづくり推進担当課長 梅山直人君
道路交通課長 一ツ木正美君
新校開設担当課長 大野祐司君
青少年課長 石川博隆君

環境対策課長 梶川義夫君
福祉推進課長 山田茂人君
介護保険課長 里見拓美君
都市づくり課長 稲毛秀憲君
土木公園課長 廣瀬裕君
教育総務課長 斎藤謙二郎君
指導担当課長 菅野恭子君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 上 林 真 佐 恵 君

○議長（東口正美君） 昨日に引き続き、7番、上林真佐恵議員の一般質問を行います。

○7番（上林真佐恵君） おはようございます。

では、昨日に続きまして、一般質問を行わせていただきます。

狭山保育園のところですけども、狭山保育園の保護者からは以前市議会にも陳情が出されました。豊かな自然環境に恵まれ、市が行ったアンケートでも保護者の満足度が非常に高い園だということが分かりました。段階的廃園が進められて年々子供の数が減るといふ、そうした残酷な状況の中でも、最後の一人になっても狭山保育園の保育を受けたいという保護者もいらっしゃいます。まさに市民の財産であり、市民の宝であると思えます。

今回待機児童についても取り上げましたが、狭山保育園が廃園にされた後の代替となる、代わりとなる保育園はないという、そうした以前の御答弁もありました。地域から保育園がなくなってしまうと、誰がその地域の子育てに責任を持つのでしょうか。

配置基準のところでも分かったんですけども、公立保育園に比べて財政的な裏づけが弱い民間の事業者に本来公立保育園が果たすべき責任を負わせていいのかということが問われていると思います。今議会初日の補正予算の質疑では、令和5年度末の公共施設等整備基金の残高見込みが48億9,800万円と、目標の2倍以上になっているということも明らかになりました。

私は、国の責任で公立保育園の施設整備費、運営費、きちんと財政責任果たすべきだと、直接特定財源でやるべきだというふうに思いますけれども、いずれにしても、国は公立保育園の施設整備費2分の1は施設整備事業債で100%充当され、残り3割は社会福祉施設整備事業債、一般財源での負担は従来どおり20%ということで、総務省の資料にも書いてあります。また、当時の総務大臣も、公立保育園の施設整備費、運営費、国庫補助金の一般財源化による影響が生じないように適切な地方財政措置を講じていると、そういう答弁も行っていきます。

老朽化した市立狭山保育園はきちんと建て替えて、引き続き市の直接的な保育施設としてその役割、責任を果たすことを強く求めます。

この項は以上です。

次に、不登校・ひきこもりの支援のところですけども、こちらのまず不登校支援のところ①から③まで伺いたいと思います。

毎回伺っているんですけども、①のところ、不登校となっている児童・生徒の直近の人数とサポートルームの利用状況をお伺いします。

○指導担当課長（菅野恭子君） 不登校の児童・生徒の人数について7月末の人数になりますが、小学校の児童は34名、中学校の生徒は125名となっております。サポートルームの利用児童・生徒数については、7月末の

人数になりますが、小学校の児童が2名、中学校の生徒が16名となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 6月議会で伺ったときよりやっぱり増えてきてるなというふうに思います。

それで、サポートルームは非常に素晴らしい事業だと思ってるんですけども、不登校でお子さんが高校生とかになった保護者の方からは、存在を知らなかった、そんなところがあったっていうのは知らなかったというお話も度々伺っています。現在さわやか教育相談室やスクールソーシャルワーカーさんなど、担任の先生や養護の先生などから紹介されるケースが多いと思うんですけども、もう少し多くの、今不登校のお子さん、学校へ行けなくなって苦しんでいる保護者の皆さんに、行くか行かないかはその御家庭、御本人の判断だと思いますが、そういう制度があるっていうことをもう少し周知ができないか伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在サポートルームにつきましては、リーフレットの配布や市のホームページの内容掲載を行っておりますけれども、情報を必要としている方に取組内容等が伝わるよう、周知の方法について引き続き工夫、改善してまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひよろしく願いいたします。

それから、サポートルーム以外にも学校以外の居場所ということで本当に拡充をお願いしたいんですけども、この点の進捗を伺います。

○指導担当課長（菅野恭子君） 現在令和5年度から試行している第五小学校及び第三中学校での校内サポートルームのほかに、地域福祉部とも連携をし、「マトカ」や「そえる」に児童・生徒、保護者をつなげております。

以上でございます。

○青少年課長（石川博隆君） 市におきましては、ただいま指導担当課長より御説明したものの以外につきましては、現時点で具体的な検討は進んでございません。

なお、国におきましては、こども家庭庁内に設置されました、こども家庭審議会がこどもの居場所部会を開催して、こどもの居場所づくりに関する指針、仮称ですけれども、こちらの策定に向けて現在関係団体にヒアリングを実施する等、意見交換を進めております。

報道によりますと、審議会ではこの8月末には論点提示を行いまして、年内をめどに指針を取りまとめる予定となっております。このことから、今後示される予定のこのこどもの居場所づくりに関する指針について、引き続き国及び東京都の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 不登校をやっぱり自己責任にしないためには、学校に行けなくなった後の学びの保障が本当に必要だというふうに思います。昔、私が小・中学校の頃は学校は行かなくてはいけないということで嫌でも何でも行っていたわけですけども、今は行かなくていいよっていう、世間のそういうメッセージが目立つようになったとは思いますが。それはそれで子供の命を守るためには必要なことだと思うんですけども、でも行かなくていいよってなった後にその子の学ぶ権利どう保障するのか、また保護者の就労をどう保障するのか、本当に子供が行けなくなって、仕事のことでも、本当に仕事行けなくなると、小学校高学年のお子さんとかでも昼夜逆転したりだとか、そういう状況あると、お昼御飯の問題もありますし、本当に保護者の就労に関わってくることでもありますし、子供も日々成長していますので、もう本当にこれ一刻の猶予もないというふ

うに私は思っています。

この間、校内サポートルームも増やしていただいて、以前の御答弁では、各中学校区にも配置をしていきたいというような、そういう御答弁もありましたので、これはこれで本当に進めていただきたいんですが、学校以外の居場所ということも、どうしてもサポートルーム、学校っぽいところがありますので、学校以外の居場所ということも本当に一日も早く整備をしていただきたいというふうに思います。

市としても、他の自治体の取組などを調べていただいているということも分かりましたので、本当にこの学びの保障、そして保護者の就労の保障ということで引き続きよろしく願いいたします。

今後の課題のところ、学校で行われてる各種の健康診断についてなんですけど、これ不登校のお子さん、どのような扱いになるのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 在籍校のほうで不登校児童・生徒の健康診断が受けられなかった場合には、当日、ほかの児童・生徒を含めまして体調不良など、何らかの理由により受けることができなかった児童・生徒と同様に、学校医の医療機関で健康診断を受けていただくようお願いしているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 医療機関に連れていけば診てもらえるということだとは思いますが、なかなか本当にこれ、学校に行っていない子を連れていくのも大変だということもありますし、あとこれも実はそういうお知らせ来てなかったっていうお話を実は聞きまして、学校の先生もいろいろ忙しい中で、たまたまだとは思いますが、そういうこともありますので、周知漏れがないようにこちらはお願いしたいと思えます。

学校に行けなくなった、今現在本当に苦しんでいるお子さんや保護者の方の支援ということで、居場所の拡充ということももちろん必要なんですけれども、私はこの間の一般質問でもずっと取り上げてますけれども、本当に学校の教育の在り方、見直さなければいけないというふうにも思います。学校に行くなら死を選ぶという、そういう子がいるということもこれまで御紹介してきました。

前議会では、国連の子どもの権利委員会がスクールフォビア——学校恐怖症という言葉を使って、日本の学校教育の在り方、見直しを勧告しているということも御紹介しました。

引き続き、学校教育の在り方、御一緒に考えていきたいと思えますので、どうぞよろしく願いいたします。次に、ひきこもり支援のところ①から③まで伺います。

相談支援窓口については昨日、他の議員の御答弁の中で延べ件数17件ということでしたけれども、市民の皆さんからの反応などあればお伺いします。

○福祉推進課長（山田茂人君） 市民の方からは、専門の相談窓口を設置したことに対しまして感謝のお言葉をいただいております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 引き続きよろしく願いいたします。

それから、実態調査の内容について、今やってらっしゃると思うんですが、当事者や家族会の方から御要望はあるのかどうか。もし御要望があるのでしたら、できるだけ内容に反映させてほしいと思うんですが、その点どのように考えているのか伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 実態調査の内容につきまして、当事者の方から御要望や御意見をいただいております。

設問項目の内容につきましては、今後実態調査業務の受託業者からの提案を基に検討していくこととなります。設問項目数も限られますことから、全ての御要望を反映させることは困難かとは存じますが、内容を精査いたしまして、必要と思われるものは調査票に反映してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 実態調査を行う目的がやはり東大和市がひきこもりの方の当事者の方や家族の方を支援するために、支援する体制があるっていう、そういうことを周知するというのも目的の一つだと思いますし、せっかく家族会もありますし、当事者の方もいらっしゃいますし、ぜひそうしたすごく、やっぱりならでの、私たちでは気づかないような、もしかしたらそういうこともあると思いますので、ぜひ要望を丁寧に聞き取りながら一緒に進めていっていただきたいと思います。

次に、他自治体の取組のところなんですけれども、市長答弁で御紹介いただいたメタバースを活用した取組の詳細を伺います。

○福祉推進課長（山田茂人君） 市長の御答弁で御紹介申し上げましたメタバースを活用したひきこもり当事者の社会参加を促す取組につきましては、これは東京都江戸川区の取組でございます。仮想空間での社会参加から段階的に引き上げて、将来的には実社会における社会参加につながる取組と伺っております。

直近の情報につきましては、オンライン居場所として6月24日に開催されまして、メタバースと区の施設を使用したメタバースとリアル会場とのハイブリッド型で、家族にしてほしいこと、してほしくないことをテーマとして開催され、交流が行われたと伺っております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 家族や地域とは関わりを持つのは難しくても、オンラインのゲームの中で世界のいろんな方と交流しているような方もいらっしゃると思いますし、可能性としてはあるのかなというふうに思います。市としてもいろいろな自治体の取組調べていらっしゃるようですし、本当にひきこもり支援は各自治体で様々な取組を行っているとしますので、引き続き情報収集お願いいたします。私のほうもまた何かありましたら御紹介したいと思います。

次に、今後の課題ですけれども、御家族への支援、居場所の拡充等についても、昨日の他の議員への御答弁では、民間施設を利用したカフェの準備をしているとの御答弁もありました。引き続き家族会や当事者の皆さんから要望を聞き取って形にしていっていただきたいと思います。

そえるが庁舎の2階に移動するとともに、ひきこもり支援の窓口と連携を強化するということですが、窓口はそれぞれ独立しているということですが、そえるは生活困窮者自立支援制度であり、自立相談支援事業や就労準備、こうした支援事業を行っているということもあって、当事者の方は自立や就労を迫られるのではないかと、そういうふうには受け止める可能性もあるのではないかと思います。御家族が自立してほしい、就労してほしいと望むのは、それは当然のことなんですけれども、当事者は必ずしもそうではない、まだまだそこまで行かないということも十分にありますし、最終的に自立、就労まで望んでないということもあると思いますので、当事者が行きやすい相談支援窓口にするためには、市が自立や就労を求めないという、まずはお話を、あなたのことを知りたいんだという、そういう姿勢を明確にすることが必要だと思うんですが、その点についての御認識を伺います。

○地域福祉部長（伊野宮 崇君） ひきこもり支援とそえるにつきましては、議員がおっしゃるとおり、それぞれ別の事業でございます。このことから相談の窓口も独立しておりまして、初回の相談というものは、相談者

の希望に応じまして、ひきこもり支援のコーディネーターが対応したり、あるいはそえるの支援員が対応したりと、それぞれ別々に行くことになっております。

したがって、相談に来られた方が就労や自立を希望されない場合には、ひきこもり支援窓口のみでの対応となります。一方、相談に来られた方が就労のことも相談したいという場合には、ひきこもり支援の相談の後にそえるの支援員に引き継いで相談する場合もございます。

私どもとしては、相談者の御意向を尊重しながら丁寧に対応していくことが大切であるというふうと考えております。

以上です。

○7番（上林真佐恵君） 連携することそのものは必要なことかなというふうにも思うんですけども、そこは今御答弁あったように、丁寧な当事者の気持ちに寄り添った対応をお願いいたします。

当事者の方が安心して行きやすい相談窓口にするということが最も大切であると思います。学校に行けないお子さん、ひきこもり状態となっている方、共通して言えることだと思うんですけども、学校に行けない、就労できないという自分の状態をすごく責めていると思いますし、周りの同世代の方と比べて物すごく焦りも感じてるといふふうに思います。学校行かなきゃって思ってると思いますし、自立しなきゃ、働かなきゃって思ってる方も大勢いらっしゃると思うんですけども、ただその一歩が踏み出せなくて、肩身の狭い思いで日々過ごしてらっしゃるのではないかなというふうに思います。

長くひきこもり状態にある方は、それだけ学校や社会でたくさん傷つき、それだけの苦しみがあったのではないかと思います。親はどうしても、できれば学校へ行ってもらいたいと思ってますし、できれば自立してもらいたいと思ってるし、やっぱり自分が一生お世話できればいいですけど、そうはいきませんので、本当に自分の亡き後、本当にこの子どうするんだって、もう夜も眠れないほど悩んでいらっしゃると思うんですね、御家族は。それは当然のことなんですけれども、でもやっぱり当事者の思いっていうのは一番大切にしなければならないというふうに思いますし、市のこの間の御答弁もそうした立場に立ったものだというふうに思いますので、ぜひよろしくをお願いいたします。

私は、変わるべきは学校に行けないお子さんやひきこもり状態の方ではなくて、学校や社会であるというふうに思っています。誰もが安心して暮らせる学校、そして安心して暮らせる社会にするために、引き続き市としても取組を進めていただきたいと思います。

この項は以上です。

次に、学校給食の無償化と教職員の給食費のところですけども、まず教職員の給食費についての御認識ですが、教職員の給食費は、給食の提供を希望する教職員からは給食費を徴収と、そういう市長答弁でした。また、学校給食は教職員は対象ではないという認識という教育長答弁だったんですけども、実際に給食を食べしていない教職員の方はどの程度いらっしゃるのか伺います。

○教育総務課長（齋藤謙二郎君） 給食を食べない学校に勤務する教職員等の人数についてでございますが、常勤の職員では380人中7人となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ほぼほぼ、ほとんどの方が食べてらっしゃる、何か特段のアレルギーですとか事情がある方を除いては食べてらっしゃるというふうに思うんですけども、この教育活動において給食の時間とはどのような位置づけなのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 文部科学省の食に関する指導の手引の記載におきましては、学習指導要領において、特別活動の学級活動に食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成について示されており、教育課程上の学級活動と関連づけて行うことができる重要な学校教育活動となっております。

なお、給食の時間における食指導は標準授業時数には含まれてございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 給食指導が標準時間数に含まれていないという点はまたちょっと別の、教員の働き方という点でまた別の機会にお伺いしたいと思うんですけども、市も重要な学校教育活動であると認識されていて、教育に欠かせないものであるというふうに思うんですね。市も食育、すごく力を入れていただいていると思いますし、そういった点でも教育に欠かせないものであると思いますし、先生がお昼御飯を給食取らずに何か自分で持ってくるとかっていう、そういう選択肢は事実上はないというふうに思います。

それで、現状と課題のところに移りますけれども、当市では地方創生臨時交付金を活用して、食材費の高騰が給食費の値上げにならないように、そういう措置をしていただいていると思いますが、教職員の給食費についてはどのような御対応をされてきたのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 食材価格高騰における教職員の給食費の対応についてであります。今回活用した国の地方創生臨時交付金におきましては、活用の条件といたしまして児童・生徒の保護者の負担軽減に資することが条件となっており、教職員の給食費は対象外となっておりますことから、調理配膳事業者等を含めて自己負担としているところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そういうことで、教職員の給食費については今年に入ってから2度値上げが行われていると思うんですが、詳細を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 教職員等の児童・生徒以外の方の給食費についてであります。当市の場合、現時点で給食費の改定は行っておりませんので、児童・生徒への助成金を含んだ給食食材料費に合わせるため、規則で定める給食費のほかに調整金として追加徴収をしているところでございます。

対象につきましては、児童・生徒以外で給食を食べた場合となりますので、学校に勤務する常勤・非常勤の教職員や事務職員、給食の調理配膳事業者、配送事業者、給食センター職員、あとそのほか見学会や試食会の方が対象となっております。

また、教職員の調整金につきましては、4月からは1食当たり小学校教職員が28円、中学校教職員が31円、7月分からは小学校教職員が28円に18円を足しまして46円、中学校教職員が31円に20円を足しまして51円となっております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 詳細にありがとうございます。

そうしますと、月額では小学校教職員でもともと4,280円から4月に4,770円、さらに7月からは5,080円に、中学校教職員は当初4,580円が4月に5,100円、7月に5,440円ということでよろしいでしょうか。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 教職員の給食費の調整金を含む月額につきましては、ただいま議員がおっしゃった金額で間違いございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この2度、4月、7月と値上げがあったことで教職員の方々からはどのような声が上

がっているのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 教職員からの声についてでございますが、自己負担が増えることとなりますので、教職員の一部からは不満の声が上がっていることは聞いておりますが、ある一定の御理解はいただいていると認識してございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） これ、値上げをしないで今までの、4月までの金額にするととなると、その場合の必要な予算、幾らになるのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校給食の提供に必要となる給食食材の物価高騰対応の金額といたしましては、小学校の教職員等からは1食当たり約46円、中学校の教職員等及び給食センター職員、調理配膳業務委託事業者からは1食当たり51円の調整金を徴収しており、年間にいたしますと……、失礼いたしました。もう一度初めから答弁させていただきます。

学校給食の提供に必要となる給食食材の物価高騰の対応の金額といたしましては、小学校の教職員等からは1食当たり約46円、中学校の教職員等及び給食センター職員、調理配膳業務委託事業者からは1食当たり約51円の調整金を徴収しており、年間にいたしますと、小・中学校の教職員等の分といたしまして年間約430万円、給食センター及び調理配膳業務委託事業者分といたしまして年間約50万円となります。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 給食無償化ということも広がってますけれども、こうした自治体では教職員の給食費、どのような扱いなのか伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 学校給食費の無償化を実施している区におきましては、全ての区では教職員は無償化の対象外となっており、給食費の徴収を行っている聞いてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 調べていただいてありがとうございました。

給食無償化、都内でもすごく広がってまして、教職員の給食費を無償化に含めるかどうかというのは現場の先生方でも意見が分かれるところではあると思いますし、これは本当に広く議論することが必要だと思うんですけども、いずれにしても、この今般の食材費の高騰に伴う値上げ分については市で負担していただきたいと思うんですが、御認識を伺います。

○教育部長（小俣 学君） ただいま課長のほうから御答弁をさせていただきましたとおり、区部の給食費の無償化につきましては教職員は対象外というふうになってございます。また、教育長からも答弁いただきましたけども、教職員につきましては、基本的には学校給食の対象とはなってございません。そういったことから、教職員の給食費の助成や補助については予定してございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そうはいつでも、学校給食、給食指導、教育の中で欠かせないものだというふうに思いますので、実態に合っていないのかなというふうに思いますので、こちらはぜひ負担していただきたいということで要望します。少なくとも値上げ分はお願いしたいと思います。

それから、学校給食無償化のほうですけれども、新たに府中市が行うということで、都内でも次々に増えているという印象です。

東京都市長会は、7月31日に令和6年度東京都予算編成に対する要望を行っています。学校給食無償化に対

する要望の内容を伺います。

○教育総務課長（斎藤謙二郎君） 東京都市長会が令和5年7月31日に提出した令和6年度東京都予算編成に対する要望書の内容についてでございますが、学校給食無償化へ向けた補助制度の創設といたしまして、児童・生徒及び保護者が居住する自治体によって大きな教育格差を感じることがないように、国や都による広域的な対応が必要であることから、給食費の全額補助が市町村の財源負担なく実現するよう国に働きかけること、またこの実現までの間は、都において補助制度を創設するなどの財政支援を行うこと等という内容になってございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 自治体も本当にやりたいなというふうに思ってたと思うんですけど、やっぱり財政的などということ。私は国の制度としてやるべきだと思ってますし、この間文科省にも行って、国の制度でやってほしいということなんかも要望してますけれども、給食無償化、都内で行った自治体の地図見ますと、やっぱり区部がほとんどで、新たな多摩格差ということも言われてます。この流れ、もう止められないというふうに思いますので、ぜひ東大和市としても一部補助からでも踏み出していきたいということを要望します。

我々共産党市議団としては、第二子半額、第三子以降無償ということで、この間要望して予算組替え提案なんかも行ってはいますが、やっぱり本来国の責任で行うべきだと思うんですが、やっぱりこの子供の医療費助成など見ても自治体が努力して先行してやっていたという取組が国や東京都を動かしているという、そういう事例もありますので、ぜひ当市としてもまずは一部補助からでも実施していただくということを改めて要望いたしまして、この項を終わります。

次に、気候危機対策のところですが、昨日も他の議員さんが熱中症対策について質問をなされました。本当にとにかく尋常でない暑さで、災害級ということが言われていますけれども、スペインやカナダ、アメリカなど世界各地で猛暑や乾燥による山火事も相次いでいます。マウイ島の火災で観光地ラハイナが壊滅的な被害を受けて、本当に衝撃的な映像でしたけれども、多くの方が亡くなって、日本でも大きく報道がされていきました。日本でも今台風来てますけれども、線状降水帯、いろんなところで発生しています。

私、平成29年の第3回定例会で、大雨の被害ということでこの線状降水帯の話をしてたんですけど、そのときは本当にこういう言葉も出てきたばかりで、本当にまれに、たまに起きるんだというような認識だったんですけど、今や本当にこれがどこで起きてもおかしくない、発生件数も物すごく増えていて、そのたびに深刻な被害も起きる、誰もが異常気象を肌で感じているというふうに思います。これまでの社会の在り方や人間の活動そのものが今までのようには営めなくなるという、本当にそういう危機感を感じています。

それだけでなく、本当に人類が存続できるかっていう、そういう瀬戸際に今あるというふうに思うんですが、こうした中で、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）、当市も策定に向けた調査を今年行うと思うんですけど、この状況、どのような今状況なのかお伺いします。

○環境対策課長（梶川義夫君） 区域施策編の調査の状況でございますが、現在の状況といたしましては、令和5年9月上旬に委託業者との契約を締結したところでございます。今後早急に詳細を調整しまして進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 環境省は、全市区町村の部門別CO₂排出量の現況推計値というのを算出してるんで

すけれども、当市の傾向をどのように認識をされているのか伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 環境省から公表されております2020年度部門別CO₂排出量の現況推計の当初の値でございますが、民生部門の値が最も高く、次いで運輸部門、産業部門の順で排出量の値が高くなっているというふうに認識しております。近隣市も同様の結果となっておりますが、当市では、家庭生活から排出される排出量と、サービス関連産業や公的機関等の活動に伴って排出される温室効果ガスの値が高くなっているというふうに認識しております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 家庭やサービス関連産業ってということですよね、公的機関から、そういうところが高いということでした。

この区域施策編の策定に当たる調査、今これから行うということですが、この調査結果、市民にも公開をされるのかどうか伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 策定を予定しております地球温暖化対策実行計画（区域施策編）におきましては、市民の方々に理解していただきながら、共に温室効果ガスの排出量削減に取り組んでいくことが重要であるというふうに認識しております。そのことから、調査結果につきましては公表したいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ぜひ公表していただきたいというふうに思います。

今家庭からの排出量多いということを考えますと、やっぱり市民の方々、それから市内の事業者の方々、公共機関もそうですけれども、一緒にこれ進めていく必要があるというふうに思います。

今後の課題のところですが、市民の方々も巻き込んで、一緒に全市的に取り組んでいく必要があると思うんですけど、市民との協働を進めてほしいというふうに思うんですが、気候市民会議について、この間開催している自治体も増えてきていると思います。どのようなものなのか、当市での開催についての認識も含めて伺います。

○市民環境部長（木村 西君） 気候市民会議についてでございますが、無作為に抽出されました市民が複数回の会議に参加いたしまして、科学的知見を得つつ、対話を繰り返しながら気候変動に係る対策をまとめまして、行政に提言をするものだというふうに認識をしているところでございます。世界的に実施されております取組でございますが、近隣市におきましても開催されている市があるというふうに認識しております。市民と協働した対策の検討といたしまして有効な手段の一つであると考えておりますが、住民主体での会議や自治体主導での会議など様々な形式で開催されておりますので、当市での開催につきましては、先進市の事例を踏まえつつ調査・研究をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） ちょっと近隣の市の取組を御紹介しますと、日野市気候市民会議は、市民が気候変動の影響や課題を学びながら熟議を重ね、政策への提言をまとめる、市は提言された政策案について、透明性が担保されたプロセスの中で内容を精査し政策に反映する。多摩市の気候市民会議は、気候危機を一人一人が当事者として捉え、何をすべきか、何ができるか、地域としてできること、そのために行政や民間事業者はどのような支援をすべきかなどについて話し合い、意見を多摩市みどりと環境基本計画に反映させる。また、所沢市のマチごとゼロカーボン市民会議、参加者一人一人が地球温暖化問題を自分ごととして捉え、議論すること

で問題意識を共有するとともに、会議結果を所沢市マチごとエコタウン推進計画の改定及びゼロカーボンシティ実現に向けた施策につなげるというふうにあります。

まさに市民の皆さんから様々な御意見を聞いて、それをまとめて、一緒に本当に地球温暖化のことを考えるっていう、そういう取組だと思いますので、これぜひやっていただきたいというふうに要望いたします。

それから、次に、令和2年12月7日には、東大和市議会として東大和市気候非常事態宣言を決議しました。この非常事態宣言ですけれども、市長が気候非常事態宣言を行ったり、またゼロカーボンシティなどを行う自治体も増えていますが、当市ではこうした宣言を行う考えはないのか伺います。

○市民環境部長（木村 西君） 気候非常事態宣言につきましては、議会の宣言も含めまして、全国で130以上の自治体が宣言をしていると認識をしております。また、ゼロカーボンシティ宣言につきましては、2023年6月末時点で全国973自治体が宣言しているというふうに認識をしております。

当市につきましては、現段階ではこの宣言については考えておりません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） そういう宣言出すことでやっぱり東大和市が取り組んでるんだっていう、そういう市民の皆さんにもそういう意識を高めることにつながるとおっしゃったので、ぜひ御検討をお願いいたします。

それから、次に、区域施策編を策定してからいろいろ行うということなんですけれども、やっぱりそれでは遅いのではないかとこのように思います。先ほどの気候市民会議もそうですけれども、今すぐに自治体でできる取組、あるはずだというふうに思います。断熱リフォーム補助や省エネ家電購入補助、太陽光発電に対する補助など、他市では自治体独自の補助メニューもあるところが多いんですが、当市で環境に対する補助金にはどのようなものがあるのか伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 現在市独自での地球温暖化対策に関する補助というのは実施しておりません。今年度実施します調査の結果を基に、当市の実情をしっかりと把握したいというふうに考えております。そのうち、令和6年度に地球温暖化対策実行計画（区域施策編）のほうを策定した上で、実効性のある温暖化対策施策を実施していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） それだと令和7年度以降ということになるんですかね。やっぱり非常に遅いというふうに思いますので、今すぐできる取組、進めていただきたいというふうに思います。

それから、今議会ではシェアサイクルについて質問された議員さんもいらっしゃいました。これはあくまで環境事業ということですが、環境への負荷を低減する可能性もあるかというふうに思います。会派としてもこの間、地域公共交通の拡充についても取り上げてきました。

今回は主に環境対策課のほうから御答弁いただいたんですけども、この気候危機対策、環境対策、まちづくりとして公共交通どうするのかとか、老朽化した公共施設をどうするのかっていうようなことも含めて全市的に取り組む必要があると考えます。その点について市長の御所見を伺います。

○市民環境部長（木村 西君） 気候危機対策につきましては大きな課題でございます。その効果を出すことは難しいものであるというふうに認識をしております。

市では、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）で庁内の取組を進めているところでございますが、令和6年度には地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定する予定でございますので、その中で目標に向かって全庁的に、また議会や市民の皆様の理解をいただきながらしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 本日にこれ、市民の皆さんも巻き込んで、また市内の事業者さんの方も一緒になってみんなで取り組んでいかないと本当に止められないというふうに思いますので、強力に進めていただきますようお願いいたします。

そもそも、国の目標値がすごく低いってということもあって、2030年までに温室効果ガスの排出を2010年比で45%削減ということですが、日本の2030年度の削減目標、2013年度比で46%となっていて、これは2010年比にすると42%減にとどまっています。全世界平均よりも低いものとなっています。2030年までにEUは55%減、イギリスは68%以上減、アメリカは50%から52%減など、最低でも50%以上、60%台の削減目標を掲げています。

この夏、本当に暑くて、もうこれ地球なのかなって私は思ったんですが、人類がこの地球上で生きていけるのか、人類だけじゃなくて生物が地球上で生きていけるのかっていう本当にこの滅亡がかかった問題だというふうに思いますので、市としても今すぐのできる取組を進めていただくことを強く要望いたしまして、この項を終わります。

最後、立川飛行場のオスプレイ飛来とヘリコプター体験搭乗のところですが、8月27日に米軍オスプレイの事故があったんですが、この事故の詳細とオスプレイの安全性に対する市の認識を改めて伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） 8月27日の米軍のオスプレイの事故につきましては、防衛大臣の記者会見の情報によりますと、オーストラリアにおいて米海兵隊のMV-22オスプレイ1機が墜落し、3人が死亡し、5人が病院に搬送され、また事故原因等の細部につきましては現在調査中ということでございます。

米軍のオスプレイにつきましては、国内外におきまして不具合や事故等が発生しておりますことから、市民の皆様の安全・安心を脅かすことがないように対策が必要であると考えてございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） この事故に対する国からの情報提供があったのか、市に対してですね、周辺自治体から要請等を行う予定があるのかどうか伺います。

○企画政策課長（荒井亮二君） この事故に関しましては、国から本市への情報提供はございませんでしたが、報道や近隣市との情報共有によりまして内容の把握に努めてございます。また、本市が参加しております立川飛行場周辺自治体連絡会におきましては、現時点ではこの事故に関しまして要請等の予定はございません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 8月14日に陸上自衛隊のオスプレイ、飛行を再開してまして、その後にもまた米軍のほうで事故があったということで、その原因はまだ調査中ということです。

昨年6月にカリフォルニア州で起きたのはハード・クラッチ・エンゲージメントが原因だったということで、すけれども、まだ8月27日に新たに起きた事故がそのハード・クラッチ・エンゲージメントのことだったかっということも含めて調査中ということですので、やっぱりこれ、安全がしっかり確認されてまだいないのかなというふうに思いますし、市民の皆さんの不安は大変大きいものだというふうに思います。

そもそも、この市街地の上空で危険な訓練を行うこと自体、私は本来あり得ないことだというふうに思いますので、市のほうからもこのオスプレイの飛来中止、ぜひ求めていただきたいということを改めて要望いたします。

次に、ヘリコプターの体験搭乗のところですが、これ、基本的な取決めはどうなっているのか改めて伺いま

す。

○環境対策課長（梶川義夫君） 基本的な取決めにつきましてでございますが、立川飛行場の運用開始に伴いまして、昭和57年2月2日に当時の東京防衛施設局長から立川市宛てに送付されました「新立川飛行場の運用開始に伴う事前協議について」が送付されております。その中に運用開始後の要領が記載されておりますが、飛行時間帯や離着陸回数、飛行を原則として日曜・祭日等を行わないことなどが記載されてるところでございます。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 私も7月に立川飛行場を視察しまして、防衛省からヒアリングを行いました。防衛省は、体験搭乗が増えた理由として、地元自治会や周辺自治体からも対象として体験搭乗を実施したと答弁したんですが、当市でも体験搭乗されたのか伺います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 令和5年7月に立川飛行場の環境対策会議が開催され、その場で体験搭乗の増えた原因等々の説明を受けておりますが、その際に自治体職員向けの体験搭乗は実施されておられません。

以上でございます。

○7番（上林真佐恵君） 市民の方からは、やはり度々騒音についての御相談も受けています。事前協議という取決めありますので、これしっかり守っていただくということを引き続き市からも強く要望していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、上林真佐恵議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 中間建二君

○議長（東口正美君） 次に、15番、中間建二議員を指名いたします。

[15番 中間建二君 登壇]

○15番（中間建二君） おはようございます。

公明党の中間建二でございます。通告に従い、令和5年第3回定例会における一般質問を行います。

初めに、和地市長が掲げる「新しい時代に沿った市政運営の実現」について伺います。

本年4月の市長選挙を経て、12年ぶりの新市長として和地市長が就任し、また7月の市議会臨時会においては新たに松本副市長が選任をされました。本年4月に就任された岡田教育長と共に新しい執行部体制の下での市政運営が開始をされております。

6月の定例会で行われた和地市長の所信表明では、50年後の市制施行100年を見据えての未来につながる市政を目指して、経営感覚を持って、組織マネジメント、人材育成に取り組まれる方針が示されたことは、市民の皆様にとっても大きな期待と関心を持って受け止められております。

私の前定例会における一般質問では、所信表明の中で示された4つの施策のうち、1番目の子育て・教育で選ばれるまちについて取り上げさせていただきましたが、今定例会においては、同じく所信表明で述べられた「新しい時代に沿った市政運営の実現」について、その具体策を明らかにしていただきたく、以下の点についてお尋ねをいたします。

①として、マイナンバーカードを利用した行政手続や行政サービスは、現状でどこまで進んでいるのか。

②として、行政のデジタル化による「行かなくても済む市役所」の実現に向けて、どのような施策を進めて

いかれるのか。

③として、デジタル技術の利活用が困難な方への対応を含めた「親切だから行きたくなる市役所」の実現に向けて、どのような施策を進めていかれるのか。

④として、「市政情報のタイムリーな発信」、「若者や現役世代の声をタイムリーに集められる仕組み」については、どのように取り組んでいかれるのか、それぞれお尋ねをいたします。

次に、介護保険の要支援・要介護者の増加を抑え、高齢者の孤独・孤立の解消を図るための介護予防事業の充実について伺います。

現在進められております第8期介護保険事業計画においては、高齢化のピークと言われる2040年に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができる地域包括ケアシステムの構築を目指し、介護保険事業の適正な運営に取り組まれているものと思います。中でも、当市の健幸都市宣言や健康増進計画で目指す健康寿命の延伸を図っていくためには、介護保険の要支援・要介護者の増加を抑え、高齢者の孤独・孤立の解消を図るための介護予防事業の充実を図ることが重要な課題であると考えます。

そこで、①要支援・要介護者の認定者数の推移及び今後の見込みはどのようになっているのか。

②要支援・要介護者の増加は、介護保険制度の財政運営や被保険者の保険料負担にどのような影響があると予測されるのか。

③要支援・要介護者の増加を抑え、高齢者の孤独・孤立を解消するための介護予防事業の充実について。

ア、現状の取組と効果はどのように見込んでいるのか。

イ、介護保険給付費の抑制、買い物弱者の支援、地域経済の活性化の3つの効果が期待できる「ショッピングリハビリ」を介護予防・日常生活支援総合事業に取り入れることはできないか、それぞれお尋ねをいたします。

再質問につきましては、答弁を踏まえまして自席にて行わせていただきます。何とぞよろしく願いいたします。

[15番 中間建二君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） おはようございます。

初めに、マイナンバーカードを利用した行政手続等の現状についてであります。市では平成27年度からコンビニエンスストアにおきまして住民票等を交付するサービスを実施しました。令和4年度の末頃から順次引越しや子育て・介護などの手続の一部につきましても、マイナンバーカードを利用してオンラインで手続ができるようになったところであります。

次に、「行かなくても済む市役所」の実現に向けた施策の進め方についてであります。現在市では、今年度中の策定を目指しまして、東大和市DXプランの検討を進めております。

新たに策定いたしますDXプランでは、デジタル技術を活用して市民サービスの向上を図ることとしておりますので、「行かなくても済む市役所」につきましてもDXプランの中で実施時期等を整理し、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、「親切だから行きたくなる市役所」の実現に向けた施策の進め方についてであります。市民の皆様にご親切な市役所と感じていただくためには、職員の接遇の向上、新たなサービスの実施など、様々な取組が必要となります。

市役所業務のデジタル化を進めることにより職員の業務の効率化が図られ、デジタルが苦手な方などへの対応をより丁寧に行うことが可能となるという取組により、親切的な市役所を目指してまいります。

また、来庁した市民の皆様の負担軽減を図ることも親切的な市役所実現のためには必要であると考えておりますので、他の自治体で実施しております「書かない窓口」などについても検討してまいります。

次に、情報発信等の取組についてであります。市政情報のタイムリーな発信につきましては、市公式ホームページやSNSなどを活用し、引き続き情報発信の即時性を確保するとともに、受け手となる市民の皆様のニーズに合わせた情報を発信できるよう検討してまいります。

また、若者や現役世代の声をタイムリーに集められる仕組みにつきましては、スマートフォン等を活用した新たな取組を令和6年度中の実施に向け、検討してまいります。

次に、要支援・要介護者の認定者数の推移及び今後の見込みについてであります。市における令和5年7月末現在の認定者数につきましては、要支援の方が1,838人、要介護の方が3,173人となっており、第8期介護保険事業計画の初年度の令和3年4月と比較しますと、要支援の方が228人増、要介護の方が220人増で推移しております。

国全体では、2040年頃まで要支援・要介護者の認定者数が増加していく見込みとなっており、当市の認定者数につきましても引き続き増加していくものと考えております。

次に、要支援・要介護者の増加に伴う介護保険事業の財政運営や介護保険料負担への影響についてであります。要支援・要介護者の増加に伴い介護保険給付費は増加することになります。

こうした中、事業を安定的に運営していくため、介護保険料につきましては、介護保険給付費の増加とバランスを図っていく必要があると考えております。

次に、介護予防事業の取組と効果についてであります。現在の取組としましては、各地域で介護予防の取組を推進する介護予防リーダーの養成や、元気ゆうゆう体操をはじめとする介護予防活動参加への動機づけとなる元気ゆうゆうポイント事業、高齢者の通いの場であるサロン活動に対する支援等を行っています。

効果としましては、高齢者が積極的に地域活動に参加し、健康づくり・介護予防活動が行われることにより生きがいを持つことや健康寿命の延伸が図られるとともに、要支援・要介護者数の抑制及び高齢者の孤立・孤独対策に寄与するものと認識しています。

次に、ショッピングリハビリ事業についてであります。現在他自治体の取組内容について調査・研究を行っており、介護予防・日常生活支援総合事業としてショッピングリハビリを活用することについては、課題や効果等を含め、引き続き研究が必要であると考えております。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時26分 休憩

午前10時37分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○15番（中間建二君） それでは、和地市長、御答弁ありがとうございました。

市長の御答弁を踏まえまして、再質問をさせていただきます。

まず初めに、和地市長が掲げる「新しい時代に沿った市政運営の実現」についてでありますけれども、大前提として、このマイナンバーカードを利用した行政手続、行政サービスについて御答弁いただいたところでありますが、このマイナンバーカードを利用した行政サービスを進める上では、当然のことながら、市民の皆様にはマイナンバーカードを申請をしていただき、持っていただく必要があるわけでございますけれども、最新のマイナンバーカードの交付率、また公金受取口座とのひもづけ、健康保険証とのひもづけ等の状況について確認をさせていただきたいと思っております。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 市における最新のマイナンバーカードの交付率は、令和5年8月末時点におきまして75.3%でございます。

公金受取口座及び健康保険証とのひもづけの状況につきましては自治体ごとの状況が公表されておられませんので、国全体の数値につきまして御答弁させていただきます。

いずれも8月27日現在で、マイナンバーカードの交付数に対する公金受取口座の登録率は60.9%、健康保険証の登録率は70.1%となっております。

以上です。

○15番（中間建二君） マイナンバーカードの交付、政府を上げて推進をされている中で、東大和市においても75.3%まで普及が進んだということで、これまでも何度か議会の中でも御説明がございましたが、相当進んできたものと認識をしております。

そこで次に、昨今報道されておりますように、この総務省の発表では、全国的にマイナンバーやマイナンバーカードを健康保険証、また障害者手帳、また公金受取口座等の既存のシステムにひもづけする際に人為的なミスによりましてトラブルが発生をしている事例が報告をされております。

当市においてはこれらのトラブルが発生している事例はあるのか、また政府においてはこの秋までにマイナンバー情報の総点検を実施するとされておりますけれども、当市における状況についてお伺いをいたします。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） マイナンバーカードのひもづけにつきましては、国におきまして、自治体を対象として、ひもづけ作業の実態把握を実施し、その結果を踏まえて、個別データの点検が必要なケースの整理を行うこととされております。

先日、国のほうから個別データの点検が必要な自治体が公表されましたが、東大和市は該当していませんので、現時点におきましてはトラブル等は発生していません。

各業務におきましては、住基システムとの連携によりマイナンバーカードをひもづけるシステムを導入しておりますので、例外的な場合を除きまして、人為的なミスによるひもづけ誤りは生じないものと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 当市でのトラブル等は発生していないということで安心をしたところであります。

続いて、マイナンバーカードを市民の皆様には75.3%まで普及をされたという中で、このマイナンバーカードを行政サービスに利用していただくわけでありましたが、このことにより市民にとってのメリットはどのようなものがあるのか、また行政側にとっても当然メリットはあるわけですが、この2つについて東大和市ではどのような認識を持っていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 市民の皆様にはマイナンバーカードを持っていただくメリットは、顔写真つきの本人確認書類として利用できるほか、コンビニエンスストアにおける証明書発行、各種行政手続のオンライン申請を利用できることなどがございます。また、行政側のメリットでございますが、証明書のコンビ

ニ交付やオンライン申請が進むことによりまして窓口負担が軽減できる、また申請処理手の迅速化が図れる、こういった業務の効率化を図ることが可能になるということでございます。

以上です。

○15番（中間建二君） 市民の皆様にとってサービスが向上がなされる、またなかなかこれが、行政側のメリットのほうが市民側になかなか伝わってないところもあるかと思うんですが、行政側の業務がこのマイナンバーカードを活用して効率的になることは、それはもともと行政は市民の皆様の税金で運営されてるわけですから、それが効率化されれば、そこにかかる費用が軽減をされ、またそれはひいては市民の皆様の様々な福祉施策も含めたサービスに還元がなされるわけでございますので、両方にとって大きな効果——メリットがあるということで認識をさせていただいております。

続いて、当市においてもマイナンバーカードを普及させるために、マイナポイントの付与についても国の制度にのっとって進めてきたわけでありましたが、このポイント付与の対象となっておりました公金受取口座及び健康保険証とマイナンバーカードのひもづけについて、この点についての市民にとってのメリット、また行政側にとってのメリットはどのようなものがあるのかを伺います。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 公金受取口座の登録による市民の皆様のメリットでございますが、給付金等の申請の際に、その都度口座登録や証明書類を添付する必要がなくなることで利便性が向上するとともに、給付金支給までの時間が短縮されることとございます。また、行政側のメリットでございますが、口座番号の確認作業が不要になることや口座番号の間違いによる再振り込みの手間がなくなることによりまして、給付金の支給事務が効率化されることとあります。

以上です。

○保険年金課長（吾郷真利君） 続きまして、健康保険証とマイナンバーカードのひもづけによる国が示しているメリットについてです。

まず、市民の皆様のメリットとしまして、過去に処方された薬や特定健診等のデータが医療機関と連携され、その情報を見た上で診察、薬の処方をしてもらえることでよりよい医療が受けられることを挙げております。そのほか、加入する健康保険が変更となった場合等において保険証の作り変えが不要となる、保険証以外の限度額適用認定証などの医療証を医療機関へ持参する必要がないなどがあります。

次に、市のメリットについては、資格喪失後の保険証使用による過誤請求に係る事務負担が減少する、健康保険証や限度額適用認定証に係る事務手続が減少すると言われております。

以上です。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。同じく市民の皆様にとっても、また行政側の運用にとっても大きなメリットがあるものと受け止めております。

続いて、先ほど和地市長から御答弁をいただきました当市におけるマイナンバーカードの活用状況について、再度詳細に御説明をいただきたいと思っております。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） コンビニエンスストアにおける証明書の交付につきましては、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し、市・都民税課税証明書などを市役所の窓口よりも低い手数料で取得可能となっております。また、令和5年2月からは新たに、市民の方が他自治体に引っ越し際にマイナポータルで手続をしていただくことによりまして市役所に来庁不要となる新しいサービスを実施しております。

マイナンバーカードを利用したオンライン申請につきましては、令和4年度末から令和5年度にかけて、

子育て、介護関係の手続のオンライン化に取り組み、現在マイナポータルにおきましては約20手続がマイナンバーカードを利用してオンラインで利用可能となっております。

以上です。

○15番（中間建二君） なかなかこのマイナンバーカードの活用が進展していないと思われていた中で、あっという間に今、東大和市においても約20の手続、介護また子育て関係の申請手続ができるようになっていくということで、私も自らマイナンバーカードを活用して、マイナポータルで確認をさせていただいているところでもあります。また、市の事務ではありませんが、例えばパスポートの更新ですとか確定申告の手続などもオンラインでできるようになっておりまして、大変に利便性が向上をしてくれているわけでございます。

続いて、先ほどまでの質疑、御説明の中で現状の利用状況については確認をいたしました。本年2月には、東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例が制定をされたわけでございます。行政サービスの様々な手続をマイナンバーカードを活用するなどのデジタル化を進めるとのことでありましたけれども、今後のこの点での利活用の見通しについても確認をさせていただきたいと思っております。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 東大和市デジタル技術を活用した行政の手続等の推進に関する条例の施行によりまして、市の条例等に基づく手続につきましては、個別の条例等を改正することなくオンライン化することが可能となっております。

この条例制定を受けまして、市では今年度より保育施設の利用申込みにつきましてオンライン化を図りまして、本人確認の手段といたしましてマイナンバーカードを活用していただくこととしております。

今後におきましても、市民の皆様の利便性の向上と行政運営の効率化を図るため、行政手続のオンライン化を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） マイナンバーカードの利活用ということで、やはりこの後ぜひ取り組んでいただきたいことを2点お願いをしたいと思うんですが、まず1点目は、これまででもお願いをさせていただきました、お悔やみ相談の窓口の一元化、マイナンバーカードを活用した受付等の迅速化、この点についてもぜひ進めていただきたいと思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○市民課長（長井素子君） おくやみコーナーの現状の見通しでございますが、おくやみコーナーは御来庁の方の負担軽減のための方法の一つであると認識しております。

市としましては、現状においてもお亡くなりになった方の状況を各課でお伺いしながら、スムーズな御案内に努めておりますが、おくやみコーナーにつきましては、スペースの確保や専任職員の配置といった課題がありますことから、書かない窓口の方法と併せて関係課と連携を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 書かない窓口の実現についてはこの後また伺わせていただきたいと思っておりますが、様々、この御家族を亡くされた方からのお話の中で、やはりこの死亡届等の手続の中での御苦労のお話も多く耳にすることがありますので、ぜひこのおくやみコーナーの設置また改善等についてぜひ御検討をお願いしたいと思っております。

続いて、もう一点、マイナンバーカードの活用を進めていただきたい点が、災害時の避難支援、政府においてはマイナンバーカードを活用した避難支援アプリの活用等も推奨されていると伺っておりますが、この災害時におけるマイナンバーカードを活用した支援の在り方についてもぜひ進めていただきたいと思っております。

が、この点についてはいかがでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） マイナンバーカードを利用いたしまして避難所における避難状況を把握できるアプリというものがございまして、他の自治体で導入しているところもございます。避難者の負担軽減と避難状況の即時把握が実現でき、円滑な避難所運営に有効であるというふうに考えております。

一方で、避難所におけますマイナンバーカードの活用事例、ほかにも多々ございますことから、よりよい手法について今後研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） この災害時の避難支援としてのこのマイナンバーカード活用のアプリでありますけれども、マイナンバーカードと事前にスマートフォンのアプリで個人情報をひもづけをしておくことで、災害時には、そのスマートフォンにその地域での災害の情報、また居住地や被災状況などがスムーズに情報提供がなされる、また避難所の地図がそのスマホにも掲載をされるそうでございます。また、例えば外出先で災害に遭われたときには、その外出先での避難場所、安全な場所等の情報も提供がなされる、また避難所に着いた場合は、どこの避難所であってもスマートフォンでのQRコードを読み込むことで、その避難所に誰が避難をしているのかということが一目瞭然にリスト化される、このような仕組みになっているとも伺っております。

このような取組は政府のデジタル田園都市国家構想交付金が活用されて、国のほうも力を入れて推進をされているということでございます。マイナンバーカードの普及、またサービス向上に大きく貢献をする取組だと思っておりますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

続いて、②の行政のデジタル化による「行かなくても済む市役所」の実現に向けての取組について伺っておりますが、先ほど市長の御答弁の中では、今年度中に策定を進めるDXプランの中で検討を進めるということでした。

具体的にどのような行政サービスを進めていくことになるのか、現状で描いている姿、またビジョン等がありましたら御説明をいただきたいと思っております。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 新たに作成する東大和市DXプランは、デジタル技術の活用により市民の皆様の利便性の向上を図ることを目的に策定することとしております。このプランにおきましては、市として目指す姿を整理した上で、その実現に向けて取り組んでいく内容を取り込んでいく、そういった予定にしておりますが、プランの目指す姿の一つとして「行かなくても済む市役所」、「行かない市役所」を位置づけたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 「行かなくても済む市役所」となるとまいりますと、マイナンバーカードを持っている方が各種の行政サービスを受けるための申請手続、また相談事業などでもオンライン上で本人確認を行い、オンライン上で行政サービスを完結していく、こういう方策を検討していくということによいのか伺いたいと思っております。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 「行かなくても済む市役所」を実現するためには、市民の皆様が市役所に来庁することなく、各種手続等をオンラインで完結させる必要があります。手続を全てオンラインで完結させるためには、厳密な本人確認が必要な手続についてはマイナンバーカードを用いて確認を行うこととなります。他自治体の例などを参考にしつつ、具体的にどのような手段で、またどのような手続をオンライン化していくか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） このDX案の策定を進める中で、市役所のホームページに、オンライン上でこの手続きが可能な事務を集約した形でデジタル窓口を設置をされている自治体も今増えてきております。当市においても同様の設置をぜひ進めていただきたいと思いますと考えますが、この点ではいかがでしょうか。

○デジタル推進担当課長（藤本貴史君） 公式ホームページにおきまして、オンラインで手続き可能な手続きを一つのページにまとめることについては、市民の皆様にもオンラインで対応可能な手続きを知っていただく、そういった観点で有効な取組であると考えております。今後当市におきましても同様のページを作成することについて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。東大和市のDXの取組がやはり一目瞭然になりますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

そこで、次に、昨年度、和地市長が市議会の総務委員長であったときに、総務委員会として行政視察で渋谷区、入間市を訪れ、DXの取組を学ばせていただき、また委員の間でもDXの推進の必要性について共通認識を持つことができたと思っております。

本年2月には、総務委員会として行政のデジタル化についての所管事務調査報告書を取りまとめたわけですが、この報告書の最後に、「調査を終えて」ということで、渋谷区と入間市に共通した取組として次の5点が記載をされております。

1点目として、DXを「やらねばならない面倒なこと」とせず、市民も、職員も楽になり、コストも時間も手間も削減できるものと捉えている。2点目、DX化を進めた先の“あるべき姿”を設定するところからスタートしている。過去の実績や現状や課題から未来を考えるのではなく、「ありたい姿／あるべき姿」を描いたうえで、逆算をして“今何をすべきか”を考えるバックキャストという思考法を用いている。3番目、トップマネジメントのリーダーシップによって、DXの取組に対し、全庁、全職員が共通認識を持てるような工夫を行っている。4点目、すべての業務について前例踏襲でなく、現状に疑問を持ちながら最適な回答を求めるという組織風土を醸成している。5点目、外部人材や民間事業者等を活用し、行政と民間のそれぞれが責任感を持ち融合しながら事業を進めることにより、事業そのもののクオリティを高めるほか、行政の人材育成にもつながっている。このように記載をされているところでございます。

この調査報告書は、和地市長御自身が当時の総務委員会委員長としてたたき台を取りまとめられ、また市議会総務委員会の総意として報告書が作成されたものであります。

改めて、市長になられた現在において、行政のリーダーとして、このDXプランの策定も含めまして、DXを推進するに当たってのお考えを伺わせていただきたいと思います。

○市長（和地仁美君） ただいま御紹介いただいたとおり、私は昨年度、市議会総務委員会の委員長として、行政のデジタル化を所管事務調査のテーマに掲げ、先進市である渋谷区と入間市を委員の皆様と視察させていただきました。大変充実した内容だったというふうに思っております。

一連の調査を通じて私が強く感じましたことは、DXは目的ではなく、手段、道具だということ、これを生かせるように人や組織風土が変わらなければDXは成功しないということです。職員が漫然と日々の業務を行うのではなく、現状に疑問を持ち、よりよい方向に変えていこうという意欲を持たなければ、東大和市が先進市に肩を並べることはできません。DXへ移行のポイントは、最終的には、デジタル技術ではなく、人や人材

や組織風土だというふうに強く認識しているところでございます。

私は、市長に就任して以来、これまでの市役所の仕事の進め方を確認し、様々な職員と面談などを通して話をしてまいりました。その結果、これまでの市役所はどちらかというと前例踏襲型の組織風土であったということを感じております。一方で、多くの職員が同じ課題を感じてくれていることも分かりました。

この組織風土を変えない限り東大和市のDXは成功しませんので、私が先頭に立ち、職員が自ら考え、新しい取組に対して果敢にチャレンジしていけるような組織風土をつくってまいりたいと思っております。

以上です。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。市長が掲げる「新しい時代に沿った市政運営の実現」について強い決意を述べていただいたと受け止めさせていただきます。

続いて、3点目のデジタル技術の利活用が困難な方への対応ということで、「親切だから行きたくなる市役所」の実現、このようなコンセプトも和地市長自身が掲げられております。

「親切だから行きたくなる市役所」は、市民の皆様にとっては生活に最も身近な行政サービスを担う市役所の理想的な姿であると思います。これまでも市役所の窓口等における接遇の向上などについて取り組んでこられているものと思いますが、これまでの取組はどのようなものであったのか。さらに、ここでおっしゃっている「親切だから行きたくなる市役所」の実現のためにデジタル化を進められるとのことでありましたけれども、具体的にどのような取組を行っていかれるのか伺わせていただきたいと思います。

○総務部長（矢吹勇一君） 接遇の向上に関するこれまでの取組でございますが、市では、接遇マニュアルに基づきまして、全ての職員が市民等の立場に立って親切丁寧な姿勢で電話や窓口対応ができるよう取り組んでまいりました。

今後につきましては、市の業務全体においてデジタル化をより一層進めて業務の効率化を図り、職員の余力を生み出すことによりまして、デジタル機器が苦手な方はもちろん、全ての市民の方に対する対応をより丁寧に行うことができるように取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。

マイナンバーカードをお持ちいただいた方でも、スマートフォンやパソコン等のデジタル機器の使用が苦手な方は当然いらっしゃるわけで、その利便性がなかなか実感できない方もおられます。そのような市民の方に対しまして市役所の窓口で丁寧に使用方法等のお手伝いができることが望ましい、またそれをぜひ実現していただきたいと思っておりますが、この点ではいかがでしょうか。

○総務部長（矢吹勇一君） スマートフォン等のデジタル機器の操作が不慣れな方にとりましてはオンライン申請が難しく感じられ、またその利便性を実感することが困難となるかと思えます。オンライン申請の利便性を少しでも多くの方に実感していただけるように、窓口におきましては具体的な機器の操作方法等を分かりやすく説明した資料を配布することなどによりまして、必要に応じてサポートを実施していく必要があると考えてございます。

以上です。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。

書かない窓口の対応につきましては、公明党会派として以前より要望を重ねてまいりました。前定例会における代表質問の御答弁の中でも、和地市長自身が東大和市らしい方法によりまして実現をしていきたいと明確

な方針を示していただきました。

政府においては「書かない、待たない、回らない」とのフレーズで、デジタル庁によります窓口DX SaaSの取組が進んでおりますが、本市では今後どのような形で実現をさせていかれるのかを伺わせていただきたいと思っております。

○総務部長（矢吹勇一君） 書かない窓口は他の自治体で導入の事例が増えており、国におきましても、その導入を促すために自治体が利用可能な書かない窓口システムをガバメントクラウドにて提供をしております。書かない窓口は、市役所に来庁する市民等の皆様の利便性が大きく向上し、親切的な市役所実現のために必要な取組であると考えておりますので、新たに策定をいたしますDXプランの中で実施時期等を整理し、実現に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○15番（中間建二君） 今御答弁いただきましたとおり、やはりこの親切的な、窓口に行きたくなる市役所、その大前提が書かない窓口の実現かと思っておりますので、ぜひ取組をお進めいただきたく、御期待を申し上げさせていただきます。

続いて、4点目の市政情報のタイムリーな発信、また若者や現役世代の声をタイムリーに集められる仕組みについても取り組んでいかれるということでお尋ねをしておりますが、SNSによる市政情報の発信というのは、これまでも相当程度御努力いただいて進んできているものと評価をしております。

その上で、市政情報のタイムリーな発信については、市民ニーズに合わせた情報発信の手法としてセグメント配信等を検討されてるということで理解してよろしいのか伺わせていただきたいと思っております。

○秘書広報課長（加藤泰正君） 市民ニーズに合わせた情報配信の手法につきましては議員のお見込みのとおりでございます。現在LINEのセグメント配信を利用することを検討しております。

これまで、市の公式LINEの利用者は、市が発信する全ての情報を受け取らなければなりませんでしたが、今後セグメント配信機能を実装することで、例えば子育て、防災、イベントなど、利用者が必要とする情報だけを自ら選んで受け取ることができるため、利用者にとっての情報の価値を高めることができるものと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） では続いて、若者や現役世代の声をタイムリーに集められる仕組みについてでありますけれども、こちらについては、スマートフォン等を活用した新たな取組を検討されるということではありますが、どのような活用を想定されているのかお伺いをいたします。

○秘書広報課長（加藤泰正君） スマートフォン等を活用した若者や現役世代の声を集める仕組みについてであります。現時点ではLINEを活用したウェブアンケート調査を行うことを検討しております。若年層や現役世代が多く利用しているLINEの即時性や回答の容易さといった強みを生かすと同時に、先ほど御説明いたしましたセグメント配信機能を利用し、例えば調査対象を年齢帯で絞るなど、若者や現役世代の声をこれまで以上に効率的に集めることができるものと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。

行政のSNSの発信等はどうしても一方通行になりがちだと思うんですが、それを双方向でやり取りができる、これはまさに新しい取組だと思っておりますので、ぜひ進めていただければありがたいと思っております。

ここまでの御答弁を伺う中で、和地市長が掲げる「新しい時代に沿った市政運営の実現」について、その姿が見えてきたと思っております。また、和地市長がDXプランの策定を通して職員の意識改革、また組織風土の改革を進めていくお考えも伺わせていただきました。その要は、市役所職員の皆様お一人お一人の力、また人材であるということでしたので、市役所職員の皆様が和地市長を中心とした新しい執行部体制の下で、次の50年に向かって異体同心の団結で、また伸び伸びと大いに力を発揮されますことを心から御期待を申し上げます。

続いて、介護保険の要支援・要介護者の増加を抑え、高齢者の孤独・孤立の解消を図るための介護予防事業の充実についてお尋ねをさせていただきたいと思っております。

要支援・要介護者の認定者数の推移及び今後の見込みについては先ほど市長から御答弁をいただきました。

先ほど御説明いただいた数字は、第8期の計画における想定と比較をいたしますとどのような数字になるのか、増加数また増加率等を確認させていただきたいと思っております。

○**介護保険課長（里見拓美君）** 第8期計画における要支援・要介護認定者数の令和4年度の推計値と令和4年度末の実数との比較についてであります。要支援者は推計より58人多く、要介護者は推計より141人少ない、また要支援・要介護の合計では推計より25人少ない認定状況であり、おおむね推計どおりに推移しているものと考えております。

以上でございます。

○**15番（中間建二君）** 第8期計画の推定どおりということですが、国全体でも、また本市においても2040年頃までこの要支援・要介護者の認定者数は増加をしていく見通しということでした。ピークとなる2040年の姿については、今東大和市ではどのような見通しを持っているのかお伺いをいたします。

○**介護保険課長（里見拓美君）** 要支援・要介護者数の2040年の見通しについてであります。現在65歳以上人口の割合は27.6%、75歳以上人口の割合は15.9%ですが、第8期計画策定時に、2040年には65歳以上人口の割合は34.9%、75歳以上の人口の割合は18.6%になると推計しております。

要介護認定率は、年齢が上がるにつれ上昇する傾向があるため、75歳以上人口の増加に伴い、要支援・要介護認定率も上昇するものと考えております。

以上でございます。

○**15番（中間建二君）** 2040年といいますと、団塊ジュニアが65歳以上となるということで高齢化のピークと言われておりますが、まさに私自身もその世代でありますので、この65歳以上に達しているわけでございまして、先ほど御説明いただいた34.9%の中に私自身も入るものと思っております。また、そういう中で、その2040年であったとしても、高齢者の皆様ができる限り元気で自立をして生活ができることを目指して東大和市では健康増進計画を策定し、また健幸都市宣言も行うなど、市民の皆様の健康寿命の延伸を図るために様々な御努力をいただいているものと思っております。

そういう中で、2点目の要支援・要介護者の増加についてお尋ねをしているわけですが、改めて、この保険料負担への影響についてお尋ねをしたところでありますが、65歳以上の第1号被保険者の保険料について、これについては各自治体ごとに介護保険事業計画に基づいて定めることになっておりますが、改めて、この保険料が設定される仕組みについて御説明をいただきたいと思っております。

○**介護保険課長（里見拓美君）** 65歳以上の第1号被保険者の保険料につきましては、介護保険事業計画策定の際に3年間の介護サービスに必要な介護給付費の見込みを立て、それに必要な財源として定めてまいります。

介護保険財政における65歳以上の第1号被保険者の保険料の負担割合は23%と定められており、3年間の介護給付費総額の23%を計画策定時に見込まれる第1号被保険者延べ人数で除して求めています。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 2040年がピークと予想される高齢者人口の増加に伴いまして、医療や介護を必要とする方が増加をし、介護給付費そのものが増加をすることは当然やむを得ないわけでありまして、今後各自治体ごとに設定をしていく介護保険料の増加を抑制していくためには、やはり介護給付費増加の要因となる要支援・要介護者の増加をできる限り抑制をしていく努力が必要であると考えますが、その点での市の認識をお伺いいたします。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 要支援・要介護者の今後の増加を抑制する取組についてでございますけれども、高齢化に伴う介護給付費の増額が想定される中、介護給付費を可能な限り抑制するためには、現在行っております介護予防リーダーの育成、元気ゆうゆうポイント事業、またサロン活動の支援など、これら高齢者に対する介護予防の取組を一層推進する必要があると認識してございます。これらの取組の推進によりまして、要支援・要介護者についても増加の抑制が図られると考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 東大和市でも様々御努力いただいているわけですが、介護保険料負担、介護保険の給付費の抑制を図り、また介護保険料を全国平均よりも大幅に低く設定ができています自治体として埼玉県和光市があります。

和光市では、要支援・要介護の状態の改善・維持の目標数値を設定をし、また個別にケアマネジャーが作成したケアプランとサービス内容をチェックするための自立支援型の地域ケア会議を開催しているというふうに伺っております。

当市ではこのような手法を取り入れていることはあるのか、この点について伺わせていただきたいと思えます。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 地域ケア会議の開催内容につきましては、各自治体の考え方により内容が異なる場合があると認識しておりますが、埼玉県和光市においては、介護給付費の抑制を図る中で、介護予防やケアプランを主に扱う自立支援を目的とした自立支援会議を地域ケア会議と位置づけ、推進している自治体であると考えられます。

当市の地域ケア会議につきましては、地域包括ケアシステムの構築を推進するものと位置づけ、個別課題の解決を通じて地域の課題を発見・抽出し、最終的には地域づくりのための政策形成につなげていくことに取り組んでおり、自立支援型に特化した地域ケア会議とはその位置づけが異なるものとなっております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 和光市の取組は私は非常に参考になる取組だと思っておりますが、現在策定を進めております東大和市の第9期の介護保険事業計画においては、要支援・要介護者の増加抑制についての具体策については今どのような検討がなされているのかお伺いをいたします。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 要支援・要介護者の増加抑制のための取組としては、健康づくり、介護予防の推進に関するものがありますが、現在第9期計画の策定に当たり、現状の第8期計画期間中に取り組んできた事業に関する振り返り及び次期計画に向けた課題の整理を行っている段階でございます。

今後それらの検討結果を踏まえ、第9期計画に盛り込む事業内容については、介護保険運営協議会の委員に

御審議いただきながら具体策の検討を進める予定としております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） あわせまして、この第9期の中では第1号被保険者の保険料についてはどのように
なっていくのか、現状の見通しについても伺わせていただきます。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 第9期介護保険事業計画における保険料の見通しについてでございますが、
今後国から介護報酬の改定内容が示されまして、それに基づく3年間の介護給付費を見込み、その財源として
保険料を検討していくことになります。

3年間の介護給付費を見込むに当たりましては、やはり現在取り組んでおります介護予防の各事業の取組の
効果、そういったものを反映することが今後3年間の給付費を抑制することにもつながるのではないかと
いうようなことでございます。

3年間の給付費については、現在の取組状況などを反映し適切に見込み、その上で保有しております介護給
付費準備基金、それを活用することによって第9期の保険料については一定の抑制を図ってまいりたいと
いうふうに考えております。

以上です。

○15番（中間建二君） 第8期の取組の中でも基金等を活用して負担軽減を図っていただいたわけございま
すが、第9期の中でも当然、できる限り保険料負担の抑制については引き続き御努力をいただきたいと思
います。

また一方で、ここで今回確認をさせていただきましたこの要支援、また要介護の認定を受ける方のできる限
りの抑制を図っていくことによりまして、結果として保険料負担の抑制にもつながっていくということで、こ
の点のお取組もぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと考えております。

私が申し上げるまでもなく、介護保険法の第1条の目的の中では、要介護状態となった方が尊厳を保持をし、
その有する能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サー
ビスに係る給付を行っていく。また、第2条の第2項では、要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう保
険給付が行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行わなければならない。また、第2条第4項には、
被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した
日常生活を営むことができるように配慮されなければならない、このような規定があるわけでございます。

要支援・要介護の状態を改善させていく取組そのものが御本人にとっても、また保険財政にとっても大き
な効果があると認識をしておりますので、この点についてのお取組も引き続きお願いをしたいと思います。

最後に、③のところでございますけれども、要支援・要介護者の増加を抑え、高齢者の孤独・孤立を解消する
ための介護予防事業の充実についてであります。これまでも御答弁いただきましたように、介護予防リー
ダーの養成、また元気ゆうゆうポイント事業の推進などは、住民主体の通いの場の創出という観点の東大和市
独自の取組として大変に評価が高いものと思っております。私の地元であります東大和第一光ヶ丘自治会にお
いても、元気ゆうゆうポイント事業を利用した事業として、公園で体操やゲーム等を行うオープンカフェなど
様々なサロン活動が定着をし、地域の方からも大変に喜ばれているところであります。

厚生労働省の資料では、一般介護予防事業の中でのこのような住民主体の通いの場の創出に加えまして、リ
ハビリテーション専門職等を生かした介護予防の機能強化を図っていくことも示されておりますが、この点で
の当市の取組はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 国は、介護予防を機能強化する観点から、一般介護予防事業に地域リハビリテーション活動支援事業を位置づけており、リハビリテーション専門職が地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、住民運営の通いの場などの介護予防の取組を総合的に支援することによる介護予防の機能強化を図ることを推進しております。

当市における取組状況についてであります。困難事例等の個別ケースを対象とし、その課題解決を図る地域ケア会議におきまして、必要に応じてリハビリテーション専門職が参加し、要支援者に関する改善の見通しや、要支援者が有する能力を最大限に引き出す方法などの検討を行うことで自立支援のプロセスを会議参加者全員が共有し、介護予防・ケアマネジメント力の向上を図っております。

また、リハビリテーション専門職との新たな連携としましては、令和5年度より市で養成しています東大和元気ゆうゆう体操普及推進員の養成講座にリハビリテーション専門職を講師として御参加いただいております。専門職の視点を持った運動法の指導を行っていただいております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 東大和市におきましてもこの専門職の活用が進んでいるということで確認をさせていただきました。

また、先ほど来の元気ゆうゆうポイント事業、またサロン活動の充実についても、これまで公明党会派として要望を重ねてきたものであり、これまでの御努力に感謝を申し上げます。

さらに、その上で力を入れて取り組んでいただきたい施策として、ショッピングリハビリを今回再度確認をさせていただいているところでございます。

ショッピングリハビリにつきましては、以前の公明党会派の議員の一般質問でも取り上げさせていただきまして、当市においても調査・研究を行っていただいとる御答弁でありました。

また、この7月には公明党会派として埼玉県蓮田市を訪問をいたしまして、蓮田市が行っておりますショッピングリハビリの視察を行わせていただいたところでございます。

その内容を少し御紹介をさせていただきたいと思うんですが、ショッピングリハビリにつきましては、改めて4つの行程がございます。まず初めに、送迎、行くという表現もされておりますが、サービスを利用される方にまずスタッフが迎えに上がる。続いて、動かす、笑うとなっておりますが、サロンまで送迎をしていく中で、このサロンの場所は、蓮田市ではスーパーの中に事業所の場所を設けておまして、そちらまで送迎がなされます。そちらの中で動かす、笑うということで、体操を行ったり、または笑いがあふれる様々なレクリエーションを実施をしております。そして3つ目に、歩く、買うという中で、体操やレクリエーションが終わった後に、広いショッピングセンター内でその御家庭に応じた必要なお買物をさせていただき、お買物をする中でウォーキングを行っていただくということになります。そして最後、送迎、また御自宅に御案内するわけでありまして、御本人は当然ですが、買物をさせていただいた荷物と併せて御自宅に送迎ができる、このような形の流れの中でショッピングリハビリが行われているわけでございます。

このショッピングリハビリの事業の内容ですとか、また当市で行う場合の課題等について、現状の認識を伺わせていただきたいと思います。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） ショッピングリハビリの事業内容についてであります。日常生活で必要となる買物を行うことで、筋力の回復や生活の自立を促進するための事業であります。買物という行為には、歩行訓練、手指の運動機能に加えて、計算や価格の認識といった認知機能の訓練の要素が含まれ、それを

高齢者が行うことにより社会参加やコミュニケーションの場としての効果も期待される事業となっております。

市で事業を実施する場合についての課題ではありますが、受入先であり実際に買物を実施するスーパー等の店舗及び実際に買物をされる利用者を輸送される事業所の確保、調整、移動時や実際に買物を行う際、どの程度の付添いや見守りが必要なのかといった利用者の安全性の確保、事業実施に当たり、事業所の採算として収支バランスをどのように見込むかなどの課題があると認識しております。

○15番（中間建二君） 今御答弁いただきましたような課題が解決されることは当然大前提とはなりますが、市内には幾つかの大型もしくは中・小規模のスーパーがたくさんあるわけがございます、これらのスーパー等での協力が得られ、また市内事業者がショッピングリハビリを通所サービスの一環として行いたいと申出があった場合は、現状ではどのような対応になるのかを伺わせていただきます。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 市内スーパーなどからの協力が得られ、市内事業所から通所サービスとしての実施に関する申出があった場合についてではありますが、厚生労働省の指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準についてにおきましては、指定通所介護は事業所内でサービスを提供することが原則と規定されておりますが、あらかじめ通所介護計画に位置づけられており、効果的な機能訓練等のサービスが提供できるという条件を満たす場合には、事業所の屋外でサービスを提供することができると規定されておりますことから、それらの条件が満たされているのかをまずは確認し、調整を図っていく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） 今の御説明ですと、一定の条件をクリアすれば現状でも実施可能であるというふうを受け止めました。

今回の定例会の一般質問の他の議員の質問の御答弁の中でも、当市が結んでおります包括連携協定においても、スーパーの側からこの高齢者の買物支援の御提案があったということでもありますので、今後実現ができる可能性を大いに秘めていると感じております。

続いて、ショッピングリハビリを介護予防・日常生活支援総合事業に位置づけることができないかということですが、この点についてはどのような課題があるのかをお伺いをいたします。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） ショッピングリハビリを介護予防・日常生活支援総合事業として実施する場合の課題についてではありますが、総合事業については、高齢者の自立支援や社会参加を促す事業として各自自治体の判断で行われる事業でありますことから、総合事業の枠内で実施する場合には、市の裁量でサービス内容や事業費等を設計することができることとなります。

一方で、介護サービス事業所の採算としての収支バランスの検討や、実施した際、介護サービス事業所による当該事業への参入の有無、買物を行う際の利用者の安全面の確保といった課題はあるものと認識しております。

以上でございます。

○15番（中間建二君） こちらについても一定の課題があるということですが、当市におきましては、大型の公営住宅、都営住宅が市内全域に点在しておりますが、公営住宅を中心にどこの地域も高齢化がかなり進展しているというふうにも実感しております。また、統計上も独居高齢者が年々増加をしている実態があります。そういう中で、買物難民と呼ばれる日常生活における買物困難者も相当数増えていることは間違いのないと思っております。

そういう状況の中で、今回伺っておりますショッピングリハビリは介護予防に資するだけでなく、買物困難者が買物ができる生活支援にもなり、またスーパー等の事業者においてはお客様が増える、売上げが増えるという形になるわけで、これは一石二鳥どころか三鳥四鳥にもなる施策であるというふうに思っております。

先ほども申し上げましたが、本年7月、公明党会派として、蓮田市のひかりサロン蓮田で行われておりますショッピングリハビリを視察をさせていただきまして、当日はこちらのサロンを運営されている、和が家カンパニーズの直井代表から丁寧な御説明をいただいたところでございます。

こちらの理念として、高齢者を光る年齢を重ねる方ということで、光る年齢、「光齢者」と位置づけているそうでございますが、「光齢者」の皆様生きがいを感じていただく。自分一人では買物ができなかった方がショッピングリハビリによって運動機能と認知機能が回復をし、買物を通して人と人との交流、また社会参加を実現をし、また家庭内においても買物や料理を通じた役割を御本人が得ることで、そのこと自体が生きがいにもつながり、参加されている皆様が笑顔で生き生きと過ごされてる姿がとても印象的でした。このような取組は昨年5月には読売新聞記事でも紹介をされ、また9月にはNHKニュースでも報道がなされているところでございます。

このショッピングリハビリについては、国が推進をしております介護予防事業の考え方にもぴったりと一致をするものと思っておりますが、この点についてはどのように受け止めておられるのかを伺わせていただきたいと思っております。

○市長（和地仁美君） ショッピングリハビリについていろいろと教えていただきました。

国の介護予防の考え方につきましては、高齢者の心身機能の改善のみを目指すのではなく、社会参加等を促し日常生活における活動を高め、一人一人の生きがいや自己実現のための取組を支援することにより、生活の質の向上を目指すこととなっております。

ショッピングリハビリの事業内容は、買物を行うことを通して運動訓練や認知機能の訓練、社会参加という要素を含むものであるとともに、私たちも買物に行きますと、売場で季節感を感じたり、こんなものが出てくる季節になったなど、それから、あんまり、いつも同じようなメニューになっている中で、売場である食材を見ると、ああ最近これ作っていないな、なんていう気づきがあったりするように、やはりこの実店舗で買物を行うことにより様々な刺激を受けたり、気づきがあったり、季節感を感じたりというふうになっておりますので、介護予防に一定の効果があるということは実感値としても認識しているところでございます。

市におけるショッピングリハビリの実施につきましては、先ほど担当のほうから答弁させていただきましたとおり、介護サービス事業者と、その売場をそういった形で親切に提供いただけるショッピングセンターとの御協力、御理解がないとなかなか難しいかなというふうには思いますが、引き続きその事業効果等も含めて研究してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○15番（中間建二君） ありがとうございます。

東大和市における環境は先ほど私からもお話をさせていただきました。また、加えまして、包括連携協定がありますスーパーエコスや、またイトーヨーカドーとのこれからの連携、また現在東京街道団地プロジェクトでは高齢者の在宅での生活を支えるまちづくりプロジェクトも進んでおりますし、またイトーヨーカドー東大和店でも今後大きな業態の転換が予定をされてると報道がなされているところでございます。様々な展開の可能性があるかと思っておりますし、またショッピングリハビリそのものは全国的には今、導入が少しずつ進んでおりますが、東京都内ではこの介護予防事業にショッピングリハビリを取り入れている自治体はまだないよ

うであります。和地市長が掲げる安心・安全で生きがいを感じられる東大和の施策にもかなうものであると思っております。

このショッピングリハビリにおいては、東大和市が東京都内のトップランナーとして当市の介護予防事業の充実が図られることを大いに期待をいたしまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、中間建二議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐竹康彦君

○議長（東口正美君） 次に、18番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[18番 佐竹康彦君 登壇]

○18番（佐竹康彦君） 議席番号18番、公明党の佐竹康彦です。通告に従いまして、令和5年第3回定例会における一般質問を行います。

さて、今回の一般質問で、私は大きく4つの点にわたって質問いたします。

1点目は、国民健康保険の運営についてです。

我が国の国民皆保険制度は、世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現してきた優れた制度として海外でも評価をされています。国民の生活の安全・安心を保障するこの制度を今後も堅持していくことは、国、地方の別なく行政の大きな役割であると考えます。しかしながら、高齢化の進行による医療費全体の増大で財政面での圧迫が健康保険制度の大きな課題となってきました。

そこで国は、自治体が運営する国民健康保険の財政健全化に向け、法定外繰入れ、赤字の解消を求めてきました。東大和市はこの6年間にわたり、国の方針を踏まえ策定した計画に基づき、毎年の保険税率改定を行って赤字繰入れの解消を推進してこられました。議会としても、市民生活への大きな影響を勘案しつつ、財政健全化の重要性を考慮し、税率改定の承認をしてきたところであります。今年度でその歩みがようやく終了することになり、これからは財政のバランスを維持しながら、国保加入者である市民の健康と生命を守る事業を着実に継続して展開していただきたいと考えます。

一方で、国保加入者の市民からは、毎年の保険料の値上げについて、この間、私どもにも不満の声をいただくことが度々ございました。その都度、財政健全化の側面からの対応であることを説明してまいりましたが、この6年間の連続値上げに対する複雑な感情はすぐに解消されるものではないと感じることもままございます。

そこで、この6年間の市の取組を振り返り、その意義を重ねて確認するとともに、多摩の他自治体に比して、国の示した方針に沿って真面目に赤字解消に取り組んできた本市としての今後の国保事業の運営に関する方向性についてどのような考えを持っておられるのか、以下の質問で確認させていただきます。

①国民健康保険の財政健全化計画に基づき、6年間にわたって実施した法定外繰入れによる赤字補填解消の取組をどのように総括しているのか。

②現段階における国民健康保険の運営に関する課題はどのようなものか。

③国民健康保険の健全な運営と、加入者の負担軽減を両立させるために、どのような取組を行っていく考えか。

2点目は、公共施設の再編と今後のまちづくりについてです。

市では平成29年2月、公共施設等の最適化実現の基本方針を盛り込んだ公共施設等総合管理計画を策定し、

中長期的な視点に基づいた市内公共施設の老朽化対策を推進してこられました。

この公共施設等総合管理計画の行動計画として、令和3年3月に東大和市公共施設再編計画が策定され、現在2年半ほどが経過しました。計画期間は、令和38年度——2056年度までの36年間で、まだ緒に就いたばかりですが、この間、学校教育系施設の再編が具体化しつつあり、一步一步着実に計画を推進しておられるものと拝察いたします。

そこで、スタートしたこの行動計画の現時点での進捗状況を確認しつつ、今後の公共施設再編に関して市の考えを伺わせていただきたいと考えます。

また、再編といってもただスクラップするばかりではなく、時代のニーズ、その時々の方々のニーズに応えるためのビルドの部分も併せて検討していくことになるものと考えます。そこで、市の新たな魅力を内外に発信できるような公共施設の創造に関してどのような考えをお持ちでしょうか。聞かせていただきたいと思ます。

そして、そうした施設再編を行う上で、市内にある市有地・公有地・国有地の利活用を今後どのように進めていくおつもりなのか、現時点における考えや方向性を伺いたく、以下、質問いたします。

①「東大和市公共施設再編計画」の策定から2年半が経過するが、この間の進捗状況はどのようなものか。

②今後の人口動態や財政面を考慮しながら、縮小・長寿命化だけではない将来の方々のニーズに応える新たな「魅力ある公共施設」に関して、どのような考えを持っているか。

③「選ばれるまち」「住み続けたいまち」を形づくる上で、市内の市有地・公有地・国有地を有効に活用することについて、今後どのような検討と取組をしていく考えか。

3点目は、若い世代の意見を市政・まちづくりに反映させる取組についてです。

公明党は、未来社会の主人公である若い世代の意見を聴取、集約し、それを政治の場に反映させる取組をこれまで一貫して進めてまいりました。現在も国の子育て支援政策や若い世代に直接影響の及ぶ政策分野に若い方々の意見を反映させるよう、国においても、地方においても努力を重ねているところであります。

私も公明党の議員として、これまで東大和市における若い世代の意見を市政に、まちづくりに反映させる取組の強化を一貫して一般質問の場等において主張してまいりました。昨年、令和4年第3回での一般質問においても同様の質問をさせていただいたところでございます。

そこで、この1年間で当該分野についてどのような検討が行われたのか確認させていただきたいと考えます。また、昨年も取り上げましたが、他自治体では様々な形で若い世代の意見を施策に取り入れる工夫を行っています。その点に関して有効な取組と考えられる事柄や、市長のこの点に関する見解を伺いたく、以下、質問いたします。

①令和4年第3回定例会以降、若い世代の意見を市政・まちづくりに反映させる取組について、どのような検討をしてこられたか。

②今後、子供や若い世代へ向けた施策に、当事者の意見を取り入れていくことについてどのような方法が有効と考えているか。

4点目は、「こども誰でも通園制度（仮称）」についてです。

私ども公明党は、昨年11月に子育て応援トータルプランを発表し、様々な子育て政策の実現を政府に訴えてまいりました。その中で、親の就労の有無にかかわらず保育所などを時間単位で柔軟に利用できる仕組みとなる「こども誰でも通園制度（仮称）」を提案しました。政府においては、この制度創設をこども未来戦略方針

で掲げ、モデル事業が全国31自治体の50施設で順次開始されているところです。

この制度は、未就園児の親の育児負担軽減や孤立化を防ぐのを目的とするもので、親がリフレッシュしたり、保育士から助言を受けたりすることによる孤立化の防止や、子供にとっては集団遊びの経験による発育への効果等が期待されています。モデル事業には、仙台市や横浜市、千葉県松戸市、東京都文京区、北海道白老町など、全国の31市区町が参加しています。政府は効果を検証した上で、2024年度からの本格実施を目指すこととしています。

日本一子育てしやすいまちを掲げて施策展開をしている我が東大和市においても、来年度以降、このような事業を積極的に推進することで、子育て世代に対する支援の裾野をさらに広げていくことが可能になるものと考えます。

そこで、この制度について、現在市としてどのような検討をしておられるのか、また今後の市の子育て施策へどのような影響を与えるかについて確認したく、以下、質問いたします。

①政府は「こども未来戦略方針」で創設を掲げた「こども誰でも通園制度（仮称）」を令和6年度からの本格実施を目指しているが、市としてどのような検討を重ねているか。また今後の子育て施策への影響はどのようなものか。

壇上での質問は以上とし、再質問については御答弁を踏まえ、自席にて行います。よろしくお願い申し上げます。

[18番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、国保財政健全化計画に基づく取組の総括についてであります。国民健康保険財政の健全化は全国的な取組であり、平成30年度以降、国民健康保険財政の運営主体が都道府県単位となり、その取組が進められております。

市におきましては、保険税率等の改定、収納率の向上、保健事業による医療費の適正化を進め、令和5年度では一般会計からの赤字補填繰入れを解消し、6年間の取組により国民健康保険の財政の健全化が図られたと認識しております。

次に、国民健康保険の運営に関する課題についてであります。国民健康保険は社会保険などと比較して加入者の年齢が高い、所得水準が低い、1人当たりの医療費の水準が高いことに加え、年々加入者が減少するなどの構造的な課題があると認識しております。

次に、国民健康保険の健全な運営と、加入者の負担軽減を両立させるための取組についてであります。市としましては、引き続き収納率の向上等による歳入確保、保健事業による医療費の適正化を進め、国民健康保険事業運営基金を最大限活用することで国民健康保険の健全運営と加入者の負担軽減を図りたいと考えております。

また、国や東京都に対しては、公費の拡充など、国民健康保険の構造的課題を解消するよう要望を継続してまいりたいと考えております。

次に、東大和市公共施設再編計画の策定後の進捗状況であります。現在第七小学校と第九小学校の統合及び新校整備並びに周辺の公共施設の集約について検討を進めているところであります。

次に、魅力ある公共施設についてであります。公共施設の整備に際しては、PFIなど民間連携手法の調査・研究を進めることにより、従来型の「利用できる公共施設」だけではなく、利便性、快適性を備え、利用

者の満足度を高める、「利用したくなる公共施設」の整備を研究してまいります。

また、公共施設の複合化により、子供と高齢者の交流が施設利用により自然発生的に実現することで笑顔があふれる場を創出するなど、それぞれの機能を紡ぎ合わせ相乗効果を生み出し、市民の皆様が生き生きと暮らすことができる魅力ある拠点の形成を目指してまいります。

次に、市有地・都有地・国有地の有効活用についてであります。市有地につきましては、今後の公共施設の再編により生じる用地を含め、売却や定期借地としての利用に加え、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めるための用地として、魅力ある公共施設の整備・再編など、その活用を検討してまいります。

都有地につきましては、市民の皆様や社会のニーズを踏まえた利活用が図られるよう、東京都と連携してまいります。

桜が丘3丁目の国有地につきましては、利用計画を策定することが求められておりますことから、桜が丘地域のまちづくりの将来像について今後検討を進めてまいります。

次に、若い世代の意見を市政・まちづくりに反映させる取組についてであります。令和5年4月に、こども基本法が施行され、国及び地方公共団体が子供施策を策定、実施、評価する際、子供または子供を養育する者などの意見を反映させるために必要な措置を講じることが定められました。

また、東京都におきましては、チルドレンファーストの実現に向けて、自治体や企業等が連携し、社会全体で子供を大切に作る機運を醸成する、こどもスマイルムーブメントに関する取組が実施されております。

市におきましては、こうした動向を踏まえながら、次期子ども・子育て未来プランの策定に向けた子供や若い世代からの意見聴取の方法等について検討しているほか、東京都が主催者となり、企業等と連携して子供たちと地域のまちづくりについて対話する事業に参画し、都市マスタープランの改定に向けた意見聴取の機会として本事業を活用することについて検討を行ってまいりました。

次に、子供や若い世代に関する施策に当事者の意見を取り入れていく方法についてであります。従来からある対面での意見交換や検討組織に委員として参加する手法に加え、子供や若い世代にとって身近なSNSを活用した意見聴取やウェブアンケートなど、新たな手法により直接意見を聞く仕組みづくりが有効であると考えております。

次に、国の掲げる制度の検討状況と今後の影響についてであります。令和5年6月に国が策定した、こども未来戦略方針に掲げられた、「こども誰でも通園制度（仮称）」につきましては、制度の詳細につきまして現時点では国から示されておられませんことから、市では情報収集を継続して行っており、制度及び影響の有無に係る検討には至っておりません。引き続き国の動向に注視してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○議長（東口正美君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○18番（佐竹康彦君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、午前中に続きまして、再質問をこれから始めさせていただきます。

まず、国民健康保険の運営について再質問させていただきます。

市長の御答弁では、全国的な取組として、国民健康保険の財政健全化が平成30年以降、運営主体が都道府県となり進められていたというふうにございました。

そこで、重ねての御答弁を求めることとなりますけれども、その経緯の詳細を改めて確認させていただければと思います。

そもそも、国民健康保険の財政が赤字繰入れを続けなければならなくなっていた社会的・経済的背景はどういったことなのか、赤字繰入れを続けることで運営主体の自治体経営にどのような影響が出てくるものと考えられたのか、そうした点を踏まえまして、国が自治体に法定外赤字繰入れの解消を求めた理由と経緯、どのようなものだったのかお伺いしたいと思います。

○**健幸いきいき部長（川口荘一君）** 国民健康保険財政における赤字繰入れの解消理由等についてでございますが、国民健康保険は、国民皆保険におきまして重要な役割を担う一方で、平成30年度以前から社会保険などと比較しまして加入者の年齢が高い、所得水準が低い、また1人当たりの医療費水準が高いなどの構造的な課題を抱えておりました。このような構造的な課題が国民健康保険財政の赤字体質につながり、赤字決算の補填を目的とする一般会計からの繰入れが発生していたと認識しております。

このような国民健康保険財政の赤字体質はその自治体財政全体に影響が及ぶため、国は国民健康保険の財政を健全化し安定的に運営していくために、平成30年度から都道府県を国民健康保険の保険者とし、また財政運営の責任主体を担うこととし、各自治体、区市町村におきましては、財政健全化計画を立てて赤字補填繰入れの解消に取り組むことになっております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** 加入者の年齢の低所得水準、また医療費が高い、様々な課題があったということで改めて確認をさせていただきました。

そこで、この赤字の繰入れなんですけれども、全国的に見たときに、国保への赤字繰入れを行っているのは首都圏の自治体を中心であって、地方においては既に赤字繰入れをせずに保険料を設定しているといった自治体も多数あったのではないかなというふうに記憶してございますけれども、この日本全体へと視点を広げたときに、全国の自治体における国保の赤字繰入れの状況はどのようなものだったのか、改めて確認をさせていただきたいのですけれども、市が把握していることはどのようなものでしょうか。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 令和3年度における全国の赤字繰入れの状況ですが、都道府県全体で約674億円となっており、15の県で赤字繰入れが解消している状況です。また、同年度の東京都の赤字繰入れは約323億円と全国全体の半分以上を占めていると認識しております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** 47都道府県あって、人口は幾ら集中しているとはいえ、赤字繰入れの半分以上が東京都というような非常に大きな実態を改めて確認をさせていただきました。

そこで、市長の御答弁では、令和5年度から一般会計からの赤字補填繰入れを解消することができて、国保財政健全化が図られたと認識しているというふうに述べていただきました。この間、顕著な反対意見がある中で着々とこの課題に当たってこられ、議会としても財政健全化の重要性に鑑み、多様な議論を踏まえつつ、市の取組を承認してまいりました。

改めて、この間、東大和市はどのような取組をしてこられたのでしょうか。御答弁では、保険税率等の改定、

収納率の向上、保健事業による医療費適正化を挙げておられましたけれども、それぞれのこの6年間での成果を確認させていただきたいと思えます。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 当市の6年間の成果ですが、財政健全化計画に基づき、従前の所得に応じた7割、5割、2割の保険税軽減制度等に加え、市独自の軽減や減免制度などを設け、様々な配慮を講じた上で保険税率等の改定を6年間実施してまいりました。その結果、平成30年度に5億8,059万円であった赤字補填の繰入れは、令和5年度の当初予算では解消しております。

また、保険税の支払いが難しい世帯については納税相談において丁寧に対応し、平成30年度からは納税管理及び徴収補助等業務委託を行い、収納率は平成30年度の83.2%から、令和4年度では92.9%に向上しております。

保健事業では、糖尿病等重症化プログラムにおいて、平成30年度からは平均して約12名の方がプログラムを受けられています。プログラムを終了し、引き続きフォローを行っている方の中からは、新たに人工透析に移行された方はおりません。人工透析に移行いたしますと週に数回の通院が必要になり、医療費につきましても一般的に1人当たり500万円以上となると言われておりますことから、医療費の適正化において大きな成果を得ているものと考えております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

様々な市独自の減免制度も取り組んでいただき、また収納率につきましても10%近く上げていただくことができております。また、糖尿病等重症化プログラムにおきまして、私ども公明党もレセプトデータを活用した医療費の抑制というようなこと、御提案もさせていただきまして、この間、市のほうとしても取組をしていただきまして、大きな成果をこれまで上げてこられたものと拝察いたします。

そうした市の取組を進める上で、どのようなインセンティブが国や都から与えられてきたのでしょうか。市と市民が大変な思いをしたこの6年間に、東京都や国は、言い方は大変僭越なんですけれども、どのように報いてくれたのか、この点について教えていただければと思います。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 国や東京都からのインセンティブではありますが、保険者機能を強化する観点から、赤字解消の取組等の努力を行う区市町村に対し、国から交付される保険者努力支援制度の交付金がございます。平成30年度は約1,800万円でありましたが、市の取組の推進により令和4年度では約3,500万円の交付を受けております。

また、国民健康保険税の収納率や糖尿病重症化予防の取組の実施状況により東京都から交付される市町村国民健康保険都費補助金については、平成30年度は約600万円でありましたが、令和4年度では約5,500万円の交付を受けております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

この保険者努力支援制度交付金については2倍近く、また市町村国民健康保険都費補助金につきましても9倍を超えるような形でインセンティブをつけていただいたということ、本当にこれは市の御努力の賜物であろうというふうに思っております。

こうした真面目にこの6年間取り組んだ東大和市と比べまして、他の多摩地域の自治体はどのような取組をされてきたのでしょうか。比較いたしますとどのような違いが見てとれるのか教えていただきたいと思います。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 多摩26市の6年間の取組と当市の取組との比較ですが、多摩26市の税率等の改定の取組は、平成30年度20市、平成31年度12市、令和2年度17市、令和3年度5市、令和4年度17市、令和5年度に8市が税率等の改定の取組を実施しております。また、この期間で6年間税率等の改定の取組を実施したのは、東大和市と八王子市及びあきる野市の3市となっております。

そして、保険者努力支援制度交付金においては、当市の取組状況の評価は令和3年度及び令和4年度では26市中最上位となっております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。

この間、この6年間で様々、コロナの問題もございましたし、様々な経済的な状況もある中で、各自治体の判断にはなりますけれども、なかなかこの赤字補填の解消に踏み切れなかった自治体も多くあるのかということはその事情は察しますけれども、東大和市におきましてはもう着実に取り組んでいただいて、現在その保険者努力支援制度交付金におきましては26市中最上位ということで、大きな形で実績というか、結果を出しておられたということで改めて確認をさせていただきました。

そして、この国保財政健全化を先延ばしにした他の自治体においては、今後どのような取組をしなければならないとお考えでしょうか。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 現在東京都において令和6年度から6年間の国民健康保険の運営方針を策定中でございます。今後は東京都内の各自治体は、都の定める新たな運営方針に沿って対応する必要があると考えております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** 市長の報告の資料にもございましたけれども、東京都がこれから様々な形でこの国保の方針を決めるという中で、やはりそういった点、これまでの努力ということをしっかり見た上で方針を定めていただければなというふうに思うんですけれども、それでは、その国保運営の課題に関しまして、市長の御答弁では、加入者の年齢、所得水準、医療水準、加入者の減少等について構造的課題があると認識しておられました。

改めまして、その個々の視点について詳細を伺わせていただければと思います。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 国民健康保険の構造的課題に関してであります。市町村の国民健康保険と全国健康保険協会を比較しますと、平成31年度における加入者の平均年齢は国民健康保険が53.6歳、全国健康保険協会が38.1歳、加入者1人当たりの平均所得は国民健康保険が約86万円、全国健康保険協会が約159万円、加入者1人当たりの医療費は国民健康保険が約38万円、全国健康保険協会が約19万円、加入者の数は国民健康保険が約2,660万人、全国健康保険協会が約4,044万人となっております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** 数字にして伺いますと、確かにすごいなというか、この年齢にしましても15歳差がある、また平均所得については、これも倍近い差がありますし、医療費につきましてもこの倍近い、また加入者につきましても、倍までは行きませんが1.5倍ぐらいなのでしょうかね、それぐらいも差があるということで、非常に大きな差がある中で、全てが健康保険という形で運営されているということでした。

この国保の構造的問題点につきましても、当市が財政健全化におきましては2010年代後半以前から課題としてあったかというふうに思いますが、加えまして、近年国の健康保険に関係する様々な政策の展開ですとか、

また社会的な要因、人口動態の変化等々ある中で、さらにこの深刻度が増し、言い方は悪いですけども、時に構造的欠陥とでも言いたくなるような問題として浮き彫りになった部分もあるかと思います。

この間の国の政策や社会的要因との関連で、この構造的問題がより顕著になったのはどのようなことなのか教えていただければと思います。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 近年構造的問題がより顕著となった要因としましては、令和4年10月に実施された被用者保険の適用拡大により、所得のある国民健康保険の加入者の減少が進みました。また、被用者保険の適用拡大は令和6年10月にも実施される予定で、今後さらに国民健康保険の加入者が減少していくことが予想されます。

そのほか、令和4年度からは、団塊の世代の後期高齢者医療制度への加入により国民健康保険の加入者が年々減少していることも要因と考えております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** そうしますと、生産年齢人口の加入者も減るし、ある程度年金等の資産もある上の世代の方もどんどん後期高齢に移られているということで、上下ともに加入者が減っていくというような、そういった課題があるということで改めて確認をさせていただきました。また、令和6年10月にもまた適用拡大がなされるということで、あと1年後でございますけれども、様々な課題がこれからも山積するという形であったかと思います。

この国保の健全な運営のためには、市は引き続き歳入確保、医療費の適正化、基金の最大限活用をしていくというふうに決意を述べていただきました。ぜひ力強く推進していただきたいと考えます。

今後現状よりどの程度これらの取組を進めていかれるのか、例えば先ほど10%近く上げていただきました収納率、これをこれからまたどの程度まで引き上げるのか、また現在行っている保健事業のさらなる進化や新しい展開、基金活用の最大限の在り方、こういった様々な点あるかと思いますが、展望をお聞かせいただければと思います。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 収納率は年々向上しており、今後におきましても一層向上を図ってまいりたいと考えております。

また、保健事業の取組としましては、令和5年度に策定をしておりますデータヘルス計画に基づき、医療費の適正化を一層推進してまいりたいと考えております。

基金につきましては、各年度の保険税の急増を抑制するため、見込まれる残高を最大限活用してまいりたいと考えております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** あらゆる政策資源を全て投入して、ぜひとも健全な運営に御尽力いただければと思います。

この構造的問題点を解消いたしまして、健全なこの国保の財政運営をしていくためには、現在運営主体である東京都、そして国民の健康な生活の維持に大きな責任を持つ国が何らかの新たな方策を立てて進めていくことが重要であろうかと思っております。

議会初日の市長報告の資料にもございましたけれども、東京都の国民健康保険運営方針の改定に関して示された内容がございました。今後方針策定のスケジュールには区市町村からの意見聴取も重ねられるようです。

そこで、ぜひ、市におかれましては真面目にこの赤字解消に取り組んだという強みを生かしていただいて、

国保事業の最前線での課題解消と、市民の負担が少しでも軽くなる方向へと都や国へ強力に、そして粘り強く働きかけを行っていただきたいと考えます。

市長の御答弁でも、公費の拡充や構造的課題の解消について要望を継続する意向、これを伺いましたけれども、重ねて市のお考えを伺いたいのですが、いかがでしょうか。

○**健幸いきいき部長（川口荘一君）** 国民健康保険につきましては国の制度を基本としておりますので、その構造的課題につきましては、基本的には国がその解消を図る必要があるといった認識でございます。こうしたことから、国に対しましては引き続き公費の拡充等を強く要望してまいりたいと考えております。

また、東京都に対しましては、国民健康保険財政の健全化に取り組む都内区市町村、東大和市は其中で一番取り組んでいるという認識ですけれども、そういった区市町村への独自の財政支援につきまして、現在策定が進められております令和6年度からの東京都の国保運営方針に反映していただけるよう、意見の申出を今後行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** ぜひよろしくお願いいたします。東大和市としては、もう精いっぱい、力の限り今までやっていただいておりますので、ぜひ国や都のほうで我々の努力、我々というか東大和市の努力をきちんと評価していただければと思います。

また一方で、この市の国保加入者の市民の皆様に対しまして、これまで以上に、東大和市がどのように国保の財政健全化に努めてきたのか、また全国の状況や他の多摩地域の自治体との比較を示していただくなど、分かりやすい、工夫を凝らした広報啓発活動で理解を広げ、深めていくことも今後一層重要になるというふうに考えてございます。市民の方々に理解を求めるとの広報の在り方についてどのような考えをお持ちでしょうか。

○**保険年金課長（吾郷真利君）** 市民の皆様の理解を求めるとの広報については、保険税負担に配慮した軽減・減免制度があることや、国民健康保険事業の財政健全化への取組について国保だよりを全戸配付し、周知を図ってきました。また、国民健康保険加入者に対しては、同様の内容を納税通知書の同封物において周知を行ってまいりました。

市民の皆様の御理解を得るためにこのような周知を実施することは重要と考えておりますことから、今後におきましても内容の工夫を検討し、継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

それと、この国保の加入者の方とお話をいたしますと、もう6年間の税率改定を経たので、今後この状況を維持し、値上げをしないようにしてほしいということを伺いまして、それが偽らざる心境だと強く感じることもございます。せめて毎年の税率改定ではなく、元の3年ごとの検討に戻すとか、また何とか現状維持をさらにできれば、東京都からのインセンティブを多く勝ち取って、少しでも負担軽減ができるように努めていただきたいというふうに改めて考えてございます。

そのため、市として今後どのように国保の財政運営に取り組んでいくのか、重ねての御答弁になりますけれども、その詳細を伺いたしたいと思います。

○**健幸いきいき部長（川口荘一君）** 今後の国民健康保険の財政運営の取組についてでございますが、市としましては、令和6年度からの東京都の国保運営方針に基づき、市の国保の運営の方向性について今後整理してま

いたいと考えております。その中では、これまでの取組であります収納率の向上、また医療費の適正化などの取組を一層推進し、国または東京都からのインセンティブ交付金を多く頂けるよう努めてまいりたいと考えております。

このような歳入歳出における取組を行い、また保有する基金を最大限活用することで国民健康保険に加入する方の負担軽減を図り、これまでの6年間の取組の効果と併せまして、国民健康保険財政の健全性を維持し、また今後もその健全化した財政で運営できるよう一層努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひよろしく願いいたします。

ある国保加入者の方に聞きますと、この6年間で毎月の支払いが月ごとに数万円増えた、年間で10万、20万と増えてる、可処分所得はその分減ってるんですけどっていう非常に厳しい御指摘もいただいたことございますので、それは収入によってその差はあるかと思えますけれども、加入者の皆様は非常に苦しい思いをしているということも当然よく御存じだと思いますので、ぜひとも市民の力となって御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

国保の質問については以上で終了いたします。

続きまして、2点目の公共施設の再編と今後のまちづくりについてお伺いをさせていただきます。

まず、市長の御答弁では、再編計画の進捗状況につきまして、第七小学校と第九小学校の統合、新校舎整備、そして周辺公共施設の集約の検討を進めているといったお話でございました。公共施設の中でも大きなパーセンテージを占めます、また少子化の影響を強く受ける学校施設の再編が長い計画期間の最初に取りかかるべきものとして取り組んでおられるのは、この計画を象徴するような事柄であるというふうに私個人としては感じました。

この再編計画では、対象施設として、公共施設等総合管理計画の「第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針」、「第1節 建築系の公共施設」として掲げている第1項から第16項までのうち、第14項を除いた施設としております。この第14項につきましては、駐車場・自転車等駐車場でございますけれども、計画策定時に既に民設民営の施設として管理運営されているため、対象から除外をされておりました。全体で15項目に対象が及んでいるわけでございます。

この七小、九小の再編以外につきまして、この15項目それぞれの分野の施設について、この間どのような取組や検討がなされてきたのか、改めて御教示いただければと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 取組や検討を進めた幾つかの例を申し上げます。

「第1項 学校教育系施設」におきましては、学校給食センターが平成29年4月から稼働しましたことにより、第一及び第二学校給食センターを廃止し、第二学校給食センターの跡地については、児童発達支援センター機能と保育園の整備に向けて、運営事業者において事務が進められております。

「第6項 保健・福祉施設」のやまとあけぼの学園については、今御説明したように、民設民営方式での児童発達支援センターとして施設を整備することとしました。

「第5項 子育て支援施設」の狭山保育園については、公設での建て替えは困難であること等から、狭山保育園は段階的に廃園するとしました。

「第7項 行政系施設」について、東大和市公共施設等総合管理計画には、東大和市暫定リサイクル施設の記載がありました。この施設を設置していた用地は3市共同資源物処理施設の設置場所として貸付けを行うこ

とにより、当該施設は平成28年度末をもって供用を終了しています。

「第11項 公共住宅」にある市営住宅については、市営住宅のあり方に関する方針が策定され、市営住宅の建て替えを行わずに新たな住宅セーフティネットの導入について検討することを決めました。

以上であります。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。この2年半の間に様々な分野におきまして着実に一步一步進めていただいているという状況を確認させていただきました。

この4月の市長選挙におきましては和地市長が新たに誕生されまして、東大和市の市政が新たな局面を迎えたものと受け止めております。折しも2020年からの新型コロナウイルス感染症拡大によりますコロナ禍を経験いたしまして、日本社会も大きく様々な分野で変動せざるを得ない状況になっております。行政の分野におきましても、いや応なく今までのやり方、考え方を改めなければならないような場面も今後多くなるのではないかと考えてございます。

公共施設の再編につきましても、3年前の計画策定時の前提条件と現在の状況にずれが生じたり、考慮すべき新たな要素が出てくるならば、そうした点も含めた計画進行を考えなければならないのではないのでしょうか。和地市長も自らの政策に、老朽化した公共施設の再建には、民間連携手法も視野に未来志向で検討する、財政効果と市民満足度の向上のために最大限の工夫を行うと掲げておられますので、時代状況に即した最大限の工夫や調整をしていただきたいと思います。

そこで、計画はまだ緒に就いたばかりなのは承知の上なんですけれども、今後この再編計画に和地市長の政策や考えをどのような形で反映し、計画そのものをブラッシュアップさせていこうと考えておられるのか、このことについて現時点での見解をお聞かせください。また、計画進行のスケジュールにつきましては、今の計画をベースとしていくのか、それとも何らかの修正を加えていくおつもりなのか、この点も含めてお願いいたします。

○企画財政部長（神山 尚君） 公共施設再編計画は、老朽化した公共施設を対象として建て替えや長寿命化など更新の考え方を示すことを目的としております。言わば公共施設を中心とした計画となっております。

市長が掲げます市制施行100年を見据えたまちのリノベーションとは、単なる公共施設の更新、公共施設が新しくなってよかったで終わらせるのではなく、公共施設が新しくなったらまちが生き生きし、未来に明るさが見えてきたというような要素を随所にちりばめることにありまして、施設の更新をまちづくりの要素として活用できないかということがベースになられております。

その切り口は大きく分けて2つ考えられます。

1点目は、公共施設そのものをまちづくりに活用する考え方です。例えば学校と公共施設を統合することで新たな交流の場、地域の拠点を創出することによってでございます。また、にぎわいの創出として公共施設の立地先を検討するようなことも考えられます。

2点目は、民間との連携でございます。これには様々な連携の形態があると思いますが、例えば公共施設を従来型の機能の更新で終わらせるのではなく、民間と連携し、カフェやサロンなど民間のノウハウによる機能の付加や、また今後研究が必要とはなってきますけれども、施設整備そのものを公民連携で進めることにより、用事がなくても市民が行きたいと思えるような仕掛けを施した施設更新などが挙げられます。

公共施設再編計画は基本的な考えやスケジュールを定めておりますが、これを基に公共施設の再編を具体的に考えてみますと無数の組合せがございます。また、民間との連携など研究すべき点が多々ございます。将来

のまちの方向性を決めていく大事な作業でございますので、時間はかかりますが、まちをつくるという視点で一步一步進んでまいりたいと考えております。

なお、スケジュールにつきましては、今の計画をベースとしまして学校の更新を優先して進めていく考えでございます。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。この未来に明るさが見えるという非常に重要なキーワードかと思えます。長期にわたる計画でございますので、これからやりがいがあり過ぎるぐらいあるこの取組かと思えますので、ぜひとも様々市民の皆様、そして市職員の皆様のアイデアを今後ともその計画に随時反映していただけるように御尽力いただければと思います。

以前、議会の総務委員会で、公共施設等の管理運営のあり方について、所管事務調査を行った際に、愛媛県の新居浜市に視察に伺いまして、新たな公共施設の活用事例としてあかがねミュージアム、これを見学をさせていただくことができました。縮減だけではなく、集約化や複合化によって新たな地域の魅力を発信できる公共施設の在り方も重要ではないかと実感したことを覚えております。

また、他の自治体につきましても、例えばこの近隣では武蔵野市の武蔵野プレイスですとか、また福島県須賀川市では市民交流センター *t e t t e* (テッテ) というものがあります。また、近隣の国立市におきましても未来創造施設、これは矢川プラスというようなものもございまして、非常に当市の参考となるような事例も近隣にも、また全国にも幾つかございますし、私も前から何度か言わせていただいていますけども、神奈川県大和市のシリウスなどもその事例の一つかなというふうに考えてございます。市長の御答弁でも、利用者の満足度を高める公共施設整備の研究、多世代の交流が創出され、生き生きとした市民の暮らしが生み出される魅力ある拠点の形成、こういったお考えも述べていただきました。

長い再編計画の進行におきましては、縮減や統合など、ともするとネガティブな発想を生みがちになりかねない面もございすけれども、この計画の進捗を通して新たな魅力が生み出される、希望が生み出される、先ほどこの明るい未来というお話ございましたけれども、そうした価値創造の面も積極的に打ち出していく必要があるのではないかと考えます。

スクラップばかりではない、このビルドの必要性を市はどのように認識しておられるのか、改めて詳しく伺いさせていただきたいと思います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 再編計画を進めていく上では、縮減や統合などをクローズアップするのではなく、新たな施設の整備により、こういった魅力、こういった機能が創出される、強化されるといったプラス面を打ち出していく必要があることにつきましてはそのとおりであると認識しています。そのことは、第1弾として検討しております七小、九小統合後の新校の建設の検討と公共施設の複合化からアピールをして、地域の皆様に御理解いただければと考えています。

そこで、集会所の利用団体等に現在の計画を御説明をいたしました。その際、学校、学童保育所に加え集会所機能を併せて整備することにより地域の方と小学生の交流が図られること、地域の高齢者から子供たちに自分の知識や経験が伝えられる場面や、地域の方にとっては新たな社会参加の場ができるなどの効果が期待できることをお伝えするなど、統合についての御理解を得られるよう努めております。

以上であります。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。そうした新たな魅力を打ち出していくということ、市民の

方々とも情報、そして認識を共有しながらぜひともお進めいただければと思います。

この新たな魅力を生み出すために有効活用が期待されますのが市有地・都有地・国有地であるのかなというふうに思います。市長答弁におきましても、それぞれの活用の在り方に関するお考え聞かせていただきました。

この中で市が最もその活用に取り組みやすいのが市有地でございます。御答弁では、売却や定期借地の利用、にぎわいと活気あるまちづくりに今後活用していくと、こういったお考えを述べておられました。

改めまして、今後の市有地の活用につきまして、活用形態としてどのような在り方を検討されておられるでしょうか。例えば売るとしたら企業に売って企業誘致するのか、マンションや戸建て住宅などを新住民を呼び込むことに活用していくのか、またどのような分野の施策の実現、子育て、介護、医療、様々な分野ございすけれども、どういった分野に活用していくのか、まちのにぎわいを創造する公共施設とはどのようなものになると考えるのか、様々な視点があるかと思ひますけれども、こうした様々な物事を含めまして、その方向性について今検討されていることと思ひます。その一端でも結構ですので、現時点でのお考え、ぜひともお聞かせいただければと思います。

○企画財政部長（神山 尚君） 議員おっしゃるとおり、市の裁量を最も生かせる場所が市有地でございます。議員からは、マンション、子育て、介護などの言及がございましたが、具体的なことは定まっております。

その上でお答えいたしますが、一定程度の面積を有する市有地、道路付けや駅からの距離など立地が優れている市有地は、市制施行100年を見据えたまちのリノベーションにとって特に貴重なものと考えておりますので、今後は先ほどお答えしたように、市のまちづくりに活用していく、市の課題解決に活用していく、そういった活用を主眼とした検討が必要になってくると考えてございます。

その中には、人口減少抑制の対策としての活用、公共施設の建て替え用地としての活用、民間と連携したにぎわいの創出としての活用など様々なことが考えられます。市の将来を左右する可能性もある大切な市有地という認識の下、今後職員みんなで知恵を出し合い、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

おっしゃるように様々な人口抑制の点ですとか市のにぎわい、また公共施設の建て替え用地、こういった観点も確かに重要なところだろうと思ひます。今部長から職員みんなで知恵を出し合いというふうにおっしゃっていただきまして、本当に様々なアイデア、職員の皆様もお持ちかと思ひます。ぜひそのアイデア、打ち合いながら、一番いい形、ベストな案を出していただければなというふうに思ひます。

続きまして、この都有地・国有地につきましては、都や国との連携をしていく、こういった御答弁いただきました。都有地につきましてはニーズを踏まえた利活用の検討、また桜が丘の国有地につきましては当該地域の将来像を見据えた計画の策定などの考えをお示しいただきました。

改めまして、そうした方向性に沿う中で、東京都や国とどのように交渉を行っていくのか、例えば市から具体的な提案を重ねて都や国との一致点を見いだすのか、また都や国の方針に沿った案を提案していくのか、どのようなスタンスを取っていくお考えなのかお聞かせいただければと思ひます。

また、都有地・国有地につきましては、市有地とは違った展開ができる物理的な大きさを持っております。どのような活用が今後30年強の東大和市のまちづくりにふさわしいと考えておられるのか、現時点でのお考えをお聞かせいただければと思ひます。

○企画財政部長（神山 尚君） 国有地と都有地では、これまでの検討経過に異なる面がございます。国有地は

用地の取得を前提として市が主体的に利用計画を作成することとなっており、土地利用に関して用途地域の制限はございますが、国から特別な条件は示されておりません。

一方、都有地、例えば向原団地地区におきましては、東京都の住宅マスタープランにおいて商業、医療、福祉等の生活支援機能などが整った生活の中心地の形成など、地域特性に応じた民間活用事業を推進すると示されております。このため、東京都の住宅マスタープランとの整合という点におきまして都と市が連携して取り組む必要があるものと考えてございます。

国有地、都有地とも、市が将来にわたり輝き続けるためにはどのような土地利用がふさわしいのか、どのような土地利用が市のまちづくりにとってベストであるか、これは市の将来を左右しかねない重要な判断になりますので、現在慎重に検討を進めているところでございます。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） それぞれ複雑な連立方程式解かなきゃいけないのかなというふうに改めて感じさせていただきました。

この将来にわたっての自治体の大きな課題でございます公共施設の再編につきまして、新たに市長に就任されました和地市長はどのように取り組んでいこうと考えておられるのか、この市長の意気込みについてぜひお聞かせいただければと思います。

○市長（和地仁美君） 市長に就任させていただいてからちょうど4か月が過ぎたところですが、この間、私自身、議員時代からも非常に興味を持っておりました公共施設の老朽化について、その状況について確認をしてみました。

率直な感想なんです、想像以上に老朽化が進んだ状況であり、昭和の時代からもうたまってきたものがあまりに大きく、正直驚いているというところ。現状における不具合やその予備軍の解消だけでかなりの予算を要するでしょうし、それに加えて、建て替えの経費を含めた額はどこまで上昇していくのか正直分からないぐらいの規模となっており、今後試算はしていく予定でございますが、現時点での体感としましては相当な厳しさを感じています。

とはいえ、この状況から逃げるわけにもいきませんし、この厳しさをどう乗り越えていくか、その点が重要であるというふうに思っております。

まず1つ目としましては、職員とともに民間の視点を研究してまいりたいというふうに考えております。建築物の建て替えやその後の管理維持なども含め、民間のノウハウが豊富でございますので、短所、長所はあるとは思いますが、例えばPFIなど民間のファイナンスを使う方法、それについては研究を進める予定でございますし、さらには老朽化対策については外部の専門家のアドバイスを受けるなど、機に応じて様々な方法を研究してまいりたいというふうに思っております。

もう一つは、素朴な言い方で恐縮なんです、やはり職員の力の結集が必要だなというふうに痛感しております。一例を挙げますと、今取り組んでおります七小、九小統合後の新しい学校の建設の検討につきましては、例えば学校教育の視点であったり、公共施設マネジメントの考え方や財政の視点、それからまち全体の都市づくりといった視点など、部課を超えた形で職員の協働体制、知識の結集、活用が重要であるというふうに思っております。プロジェクトチームという形で組むのか、もしくは組織の体制全体をそういった活動に有効な形になるように手を加えるのか、いろいろな手法があると思いますが、とにかく職員の力を結集する形をまずは整えていくことが取組の第一歩ではないかなというふうに思っております。

私は、市制施行100年に向けてまちのリノベーションを実施することを公約に掲げております。その基本的な考え方については、先ほど来、部長などが御説明させていただきましたが、これは一朝一夕でかなえられる、もしくは解決できるような単純な命題ではないというふうに自覚をしております。難しい命題ですが、背を向けるつもりもございませんし、時には今まで以上に厳しい選択を私の責任で下さなければならない、そのようなこともあるかもしれないというふうに考えております。しかし、職員とともに汗をかき、風通しのよい風土で知恵を出し合い、私の代で何とか前に踏み出せるよう、この難題に向き合っていきたいというふうに考えております。

東大和市の輝く未来のためにも、議員の皆様におかれましても何とぞお力添え、御協力、御理解を賜りますようお願いいたします。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。ぜひ、大きな意気込みと決意を持って事に当たられる、そういったことを今聞かせていただきましたので、私ども議員といたしましてもしっかり状況認識、共有させていただきながら着実に進めていきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で公共施設に關します再質問を終了させていただきます。

続きまして、若い世代の意見を市政・まちづくりに反映させる取組についてでございます。

まず、この市長答弁におきましては、国におけるこども基本法の施行で地方公共団体が子供施策の策定、実施、評価等の際に子供や養育者等の意見を反映させるための必要な措置を講じることが定められたとございました。なぜ法律にこうしたことが定められたのか、市はどのように認識しておられるでしょうか。

○子ども未来部長（志村明子君） これは、こども基本法第3条に該当する内容となりますが、児童の権利に関する条約第12条にあります、児童の意見の尊重の趣旨を踏まえ、こども基本法の基本理念に規定されたものであると認識しております。

この趣旨を踏まえ、こども基本法におきましては、子供自身に直接関係する全ての事項に関して、年齢や発達の程度に応じて子供の意見を表明する機会が確保されることが規定されております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） 世界的な流れとしてしっかりと子供の意見を聞いていくということ、随分昔には子供というのは存在しないんだということで、子供の発見というようなことが言われた時代もございますけれども、きちんと子供を一個の人格者として尊重し、子供自身が住むまちのこの在り方について意見を反映させるということの重要性、市として認識しておられると改めて確認をさせていただきました。

続きまして、東京都のこどもスマイルムーブメントの御紹介がございましたけれども、その詳細を教えてください。

○子ども未来部長（志村明子君） 東京都が実施するこどもスマイルムーブメントは、子供が身近な場所で区市町村や企業、団体等と対話しながら様々な体験、経験を通じて成長できる機会を創出する事業内容とされております。取組内容としては次の4つの内容が提示されております。

取組1として、クリエイティビティや問題発見能力を育む、東京都の伝統工芸や文化に触れる体験、取組2として、自分のまちへの関心や創造力を高める、まちを考える、つくる体験、取組3として、未来をつくる力と自己肯定感を高める、子供がつくる期間限定の仮想都市体験、取組4として、環境問題への関心や解決に向けたアクションにつなげる、身近な樹木に親しむプログラムとなっております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。子供自身が身の回りのことも発見する力、そして子供自身が自分の創造力を生み出していく力、そして周りの課題を解決する力を育む、そういった取組であるというふう
に理解をいたしました。国のほうでもこども基本法が策定され、東京都としてもこういった事業に着手してい
るとい、こういった国や東京都の動向を踏まえました市の取組につきまして、壇上でも市長に御答弁いた
だきましたが、その具体的な中身につきまして再度、詳細に教えていただければと思います。

また、先ほど御答弁いただきましたこどもスマイルムーブメントへの参画等の検討なども含めましてお答え
いただければと思います。

○子ども未来部長（志村明子君） 東大和市子ども・子育て未来プランの次期計画の策定に向けまして、令和5
年度にニーズ調査を行い、令和6年度に計画を策定する予定としております。策定に当たりましては、国が現
在策定しております、こども大綱の内容を踏まえ、進めてまいりたいと考えております。

次期計画には子供や若者の意見を反映する方針としておりますが、意見の聴取方法や時期等につきまして、
計画策定支援委託事業者と検討、調整を開始したところであります。次期計画に子供や若者の意見を反映する
ため、今後庁内関係部署及び関係機関等と連携協力を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 次に、こどもスマイルムーブメントへの参画についてであります、
市では現在都市マスタープランの改定に向けた検討を行っており、次世代を担う子供たちの意見を反映したい
との考えから、先ほど担当部長からお答えいたしました4つの取組内容のうち、「まちを考える、つくる」体
験事業に応募したところ、せんだって東京都から採択する旨の通知がございました。

本事業の主な内容といたしましては、東京都、市、参画企業が連携しながら、子供・子育て世代とまちに対
するビジョンや課題について共有、意見交換を行った上で、子供たちのまちを考える、つくる体験イベントを
実施するというものであり、詳細につきましては、今後東京都等と協議し定めていく予定であります。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。特にこのこどもスマイルムーブメントの参画につきまして、
本当に積極的なお取組をされておられて、またこの採択するといった通知があったということをお教えいた
だきました。ありがとうございます。ぜひ十二分に政策効果を発揮できるようにお努めいただければと思
います。

続きまして、都市マスタープランの意見聴取の機会としての活用を述べていただいておりますけれども、
どのような施策に生かしていこうと考えておられるのか伺います。

○まちづくり部長（金子秀之君） 都市マスタープランは、おおむね20年後の目指すべき都市づくりの将来像を
描くものでありまして、改定に当たりましては、主要駅周辺の拠点性を高め活力を向上させるための取組や、
多摩湖、狭山丘陵をはじめとした緑豊かな自然環境の魅力をより多くの皆様に感じてもらえる取組などにつ
いて検討しているところでございます。次世代を担う子供たちから、こうした取組をはじめ、住み続けたいと思
えるまちづくりについての意見を聴取し、都市マスタープランの改定に反映させていきたいと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

確かにこの市に住み続けていただく、今の子供たちの世代、若い世代が今後何十年にもわたってこの東大和
市に住み続けていただくためには、自分のアイデアがこのまちのこういうところに生かされたというのが目の
前に表れるということは本当にその住み続ける動機づけになるかと思っておりますので、御苦勞も多いかと思
います

けども、ぜひともよろしく願いいたします。

さて、前回私が行いました同様の質問におきまして、他自治体におきましては若者会議、また子ども議会等の事例を取り上げさせていただきましたが、市としては、直接参加に加えましてSNSの活用やウェブアンケートの実施等を考えておられるといった御答弁いただきました。そして、集まった意見をどのように具体化していくのかという次のステップが重要になるというふうに考えますけれども、この施策のアイデアの種となる意見をどのように育てて花を咲かせていくのか、現段階でのお考えはあるでしょうか。

例えば子供や若い世代の意見から、毎年度一定の予算を確保しておいて、それらの意見の実現を図っていくといった、こういったやり方もございますでしょうし、また予算をつけるということではなく、市が行う幅広い施策の計画や考え方、今部長のほうからも御答弁いただきましたように、そういったものに若い世代の考え、ビルトインしていくといった手法もあるかもしれません。

何らかの目に見える形で、若い人たちが自分たちの意見が市政に、まちづくりに反映されたと分かってもらえるようなやり方、そういったアウトプットの道筋をつくっていくことが重要だと思いますけれども、この点についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○**企画財政部長（神山 尚君）** 子供や若い世代の意見を具現化させるためには様々な方法が考えられますが、市が策定いたします将来を見据えた計画等の検討に際し、将来を担う当事者である子供や若い世代から御意見を聞き、適切に計画等に反映していくことで今後の具体的な施策につながり、予算化を経て具現化していくこととなります。また、あわせて子供や若い世代が意欲ややりがいを持ってまちづくりに参加できるよう、意見を反映したことの見える化等についても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○**18番（佐竹康彦君）** ありがとうございます。ぜひとも住み続けたいまちに、若い人たちが住み続けたいまちになるようなお取組、ぜひよろしく願いいたします。

ちょっと角度は違いますが、今年6月には、学校での権利、こういったものの保障を求める日本若者協議会の室橋代表理事らが文部科学省へ、各学校での子供の意見を聞く協議会の設置、こういったものの要望もしておりました。若い世代の方々も、これは学校という分野でございますけれども、自分たちの意見、子供たちの意見を当事者としてぜひ聞いてほしいと、こういった動きもございますので、ぜひともこの東大和市としても率先して、この若い世代、子供の皆様の御意見が反映できるようなまちづくり、着実に進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、4点目の「こども誰でも通園制度（仮称）」についての再質問に移らせていただきます。

御答弁では、こども未来戦略方針に掲げられた「こども誰でも通園制度（仮称）」については、国からその詳細を示されていないので検討に至っていないとの御答弁がございました。市としては、自治体で取り組めるような制度設計の全体像が見えてきていないというふうに認識しておられるものと思います。

壇上で少し紹介をしましたが、私ども公明党は、子供や若者、子育て世帯の声を直接聞き、その実態やニーズを把握し、有識者の方からのヒアリングや視察、党内議論を重ねまして、政府のこども未来戦略方針公表前の昨年11月に、子供の幸せを最優先する社会を実現するとともに、少子化・人口減少という事態を乗り越えるための具体策等をこの子育て応援トータルプランとして発表し、政府へ提言をいたしました。この提言に、親の就業の有無や形態等にかかわらず全ての子供を対象とした普遍的な制度を構築していくことを求めまして、専業主婦家庭も定期的に利用できる保育制度の創設、これをうたっております。

全国を見ますと、ゼロから2歳児は未就園児が約6割を占めますけれども、一時預かり事業の利用状況を見ますと、未就園児1人当たり年約3日の利用にとどまっております。支援の充実が課題であるというふうに捉えております。保育所の空き定員や幼稚園等を活用して専業主婦の家庭も定期的に預けられるように、まずはモデル事業を実施し、その結果を踏まえて全国展開を目指すよう訴えました。これは東京都とか東大和市ということではなくて、全国的な形でということでこういった提案をさせていただいております。

また、同様に、地域の子育て支援拠点の推進につきましても、未就園児も含めた子育て家庭が身近なところで安心して育てる、安心して相談できるマイ保育園の推進、これを目指すというふうには私どもとしては、目指すというふうにしております。

そこで、この政府のこども未来戦略方針におきましてはどのようにこれらの提案が反映されているものと市は把握しておられるでしょうか。お聞かせいただければと思います。

○**保育課長（石川正憲君）** 国のこども未来戦略方針におきましては、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な育成環境の整備を図り、多様な働き方やライフスタイルに捉われない形での支援を強化するための制度といったしまして、方針の項目の一つである、全ての子育て家庭を対象とした保育の充実が反映されていると認識してございます。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** それでは、壇上でも述べましたけれども、この国の方針に基づきまして、現在モデル事業が各地で展開をされております。どの自治体がどのような事業を展開しているのか、市として認識されているものを御教示いただければと思います。あわせて、このモデル事業に対してどのような感想をお持ちになるのかお考えを聞かせていただければと思います。

○**保育課長（石川正憲君）** モデル事業の他市の事例についてでございますが、東京都中野区では小規模保育所において、また千葉県松戸市では市内3か所の公立保育所において、空きの定員を活用し、2名から8名前後の子供を受け入れ、事業を実施しているとのことであります。利用者はそれぞれ週2回程度、2日程度ですね。定期的な通園をされており、子供を預けることにより、日々子育てに取り組む保護者の負担軽減やリフレッシュにつながっているものと認識してございます。

また、事業実施自治体においては、未就労の保護者などの家庭で子育てをしている方に対する不安や悩みを相談できる場の増加につながっているものではないかと考えております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 様々な今事業がモデルとして展開されているということで認識をされていることを教えていただきました。

この事業につきましても、東大和市におきましても、私どもの立場としてはぜひ取組を進めてほしいと考えておりますので、その立場から幾つかお聞かせいただければと思います。

まず、実際に事業を開始を検討するためには、当市の実情をきちんと把握することが重要だというふうに考えます。

そこで、現在の状況を確かめさせていただきたいんですけれども、この事業が実施されるとして、現在、市における未就園児はどのぐらいいると考えておられるのか、またいわゆる専業主婦というふうに言われます未就労の保護者がいる世帯において、誰でも通園制度を利用する可能性はどのくらいあると考えておられるのでしょうか。過去のニーズ把握調査等での結果を基に推計することができるのかどうか。また、この事業を始め

るといたしまして、受入れ側の施設、保育園、こども園等、これにおいてどのような課題があると考えておられるのか、それぞれ伺いたいと思います。

○保育課長（石川正憲君） まず初めに、市内における未就園児につきましては、令和5年4月1日時点において800名程度いると推計しております。

次に、可能性の部分につきましては、未就労の保護者がいる世帯が誰でも通園制度を利用する可能性につきましては、過去のニーズ調査結果の数値等からその可能性を推計することは困難であると考えてございます。

また、受入れ側の施設においてどのような課題があるかというところでございますが、保育施設におきましては、通常保育とのすみ分けや通園時の管理など、業務管理の複雑化や、恒常的な空き定員及び保育士の確保など、保育体制の整備が課題になるものと考えてございます。また、幼稚園等におきましては、ゼロ歳から2歳児までの保育に必要な設備の完備をするなど、施設改修などが課題になるものと考えてございます。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） この800名のうち何名の方がお使いになるのか、でも、1割としても80名の方が使われるとしても、この受入れ側の対応が大変大変になるというようなこともちょっと確認をさせていただきました。

続けますけども、実際に事業展開をした場合には、さらなる保育士の人員確保も重要な課題となってくると考えます。この点につきまして、現在の取組状況と今後の方向性についてお考えをお聞かせいただければと思います。

○保育課長（石川正憲君） 保育士確保の取組につきましては、現在私立保育園園長会と共催で「保育園のおしごと」説明・相談会の開催や、保育士の資質の向上を目的とした研修会の開催、また保育士確保のための処遇改善に関する補助金、補助事業などを実施して保育士の確保に努めてございます。

今後におきましても、引き続き私立保育園園長会と連携を図りながら取組を実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。従前よりこの保育士の確保については大変な御努力をいただいているということも認識してございますので、引き続きこういった新たな制度が始まった時点においても、様々な課題が出てくるかと思えますけれども、御尽力いただければと思います。

国が方針を示して進める事業でございますので、実施に際しましては財源は国が、もしくはプラスアルファで東京都からも支出されることと思えます。加えまして、市においても一般財源からの支出もある程度見込んでおく必要があると思えますけれども、モデル事業段階で国から財源に関する詳細も示されてはいないというふうに思えますけれども、この事業が実施された場合の財源の在り方に関する市の現在での見解はどのようなものかお聞かせいただければと思います。

○子ども未来部長（志村明子君） 市長答弁でも申し上げましたが、現在財源も含め、制度の詳細について示されておりませんことから、市として財源の在り方に関する見解は持ち合わせておりませんが、少子化対策全般につきましては国の責任と財源負担により進めることが必要であると考えております。

本制度につきましては、引き続き国や東京都からの情報収集に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○18番（佐竹康彦君） ありがとうございます。

この事業は、今現在顕在化していない幼児教育・保育のニーズを捉えて、今以上に幅広い子育て世帯への支援がなされていくものであるというふうには私は考えてございます。当然、その事業を担っていただくこととなる市内の保育所、こども園等の経営や日常業務に変化を与えていくものであるというふうにも考えてございます。

この点につきまして、重ねての答弁になるかと思えますけれども、市としてはどのように捉えておられるのか、またどのような影響が出てくるものと考えておられるのか伺います。

○**保育課長（石川正憲君）** この事業を実施することにより、事業を担う保育施設等におきましては、現在実施している業務の進め方の見直しや、それに関わる人材確保、また整備の設置、保育体制の整備など、影響や負担が生じることが考えられます。

市といたしましては、制度の導入の検討に向けて、市内の保育施設の状況を考慮しながら、影響や負担が最小限となるよう、制度の詳細やモデル事業の結果など、引き続き情報収集に努め、調査・研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 恐らく様々な課題が出てくるだろうなというふうには認識してございます。

この「こども誰でも通園制度（仮称）」、この推進の方向性といたしまして、政府のこども未来戦略方針には、子育て家庭の多くが孤立した育児の中で不安や悩みを抱えており、支援の強化を求める意見が全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するとの考えが示されておまして、当該事業による子育ての孤立化の防止が期待をされております。

市は、この事業が孤立化一步手前の保護者のセーフティネットになり得ると思われるでしょうか。御見解を伺いたいと思います。

○**保育課長（石川正憲君）** 「こども誰でも通園制度（仮称）」は、就労要件を問わず、一定時間の枠の中で保育施設等の定期的利用が可能になることや、保育士などの専門職が保護者の子育てにおける不安や悩みなどの相談に対応する場となり、子育て家庭における未就労の保護者などの孤立化を防ぐセーフティネットの一つになり得る可能性があるものと認識してございます。

以上でございます。

○**18番（佐竹康彦君）** 可能性があるという御答弁いただきましてありがとうございます。

市はこれまでも日本一子育てしやすいまちを目指した施策を数多く立ち上げ、推進し、大きな成果を上げてこられたものと認識してございます。現在国も将来の社会を見据えて、少子化を食い止めるために、こども基本法を制定し、こども家庭庁を創設するなどしてさらなる子育て支援を進めていく体制を整えてきました。

「こども誰でも通園制度（仮称）」もこの大きな政策推進に沿って、私ども公明党が提案してきた内容を取り入れ、進めていくものであるというふうには考えております。

東大和市におきましても、今後国から制度の詳細が示されましたらぜひ前向きに、またそして迅速に実施に向けた検討を始めていただくことをぜひともお願いしたいと思います。

以上で私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○**議長（東口正美君）** 以上で、佐竹康彦議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時44分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（東口正美君） 次の一般質問通告者は、6番、尾崎利一議員であります。本人より、今定例会における一般質問の順番を最後に変更してほしい旨の申出に伴い、令和5年9月5日に開催されました議会運営委員会における協議の結果、この申出を認めることとされました。よって、最後の通告者であります22番、中野志乃夫議員の後に一般質問を行います。

したがって、尾崎利一議員の次の通告者であります16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。通告に従いまして、令和5年第3回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回私は、大きく5点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、循環型社会を目指す取組についてであります。

廃棄される製品や原材料などを資源と考え、廃棄物を出さずに循環させる新しい経済システム、サーキュラーエコノミー——循環経済への移行が世界的潮流になっています。

公明党サーキュラーエコノミー循環型社会推進会議は、家電製品や製紙、衣類など、国民生活に密着した製品の資源循環を推進するための提言を政府に申し入れました。環境に対する消費者の意識向上や配慮につながる行動変容を促す狙いがあり、取り組むべき具体策を示しています。

従来の経済活動は、資源の抽出から製造、消費、廃棄へと一方向にのみ進むため、リニアエコノミー——線型経済と呼ばれます。世界的な人口増加と経済成長を背景に資源枯渇や廃棄物処理が課題となる中、今のシステムでは近い将来、限界を迎えると懸念されています。提言では、循環経済に関するビジネスを新たな成長経済に位置づけ、製品を生み出す動脈産業と、廃棄物の回収や再利用などを担う静脈産業の連携の重要性を強調しています。

東大和市では、他自治体に先駆けて新たな原料が不要となるボトル・ツー・ボトルの水平リサイクルの取組が行われています。

そこで、以下、伺いたいと思います。

①といたしまして、みんなでボトルリサイクルプロジェクトの回収量や実績について。

②といたしまして、ペットボトル回収事業の回収量の推移や実績について。

③といたしまして、おくすりシートを回収・リサイクルして再利用する実証実験が横浜市の一部で行われていますが、東大和市でも近隣他市に先駆けて実施することができないか、市の見解を伺います。

次に、2点目といたしまして、安心してペットと生活できる仕組みづくりについてであります。

ペットは家族の一員、いわゆる伴侶動物——コンパニオンアニマルとして日常生活に欠かせない存在という考え方が広まっています。特に高齢者にとってペットとの生活は、潤いのある生活を送ることができる側面もありますが、御自身の健康等の理由で世話できなくなる不安は、現在ペットを飼っている方にとどまらず、

飼いたいと思っている方が諦める理由の多くを占めています。現に動物愛護センターへの犬、猫の引取り依頼のうち、飼い主の体調不良、死亡の割合が増えている状況など、ペットを飼う高齢者の不安が現実化しています。高齢者も安心してペットと生活できる仕組みが必要です。

そこで、①といたしまして、飼い主の高齢化に伴うペットの世話について、以下、それぞれ伺います。

ア、現在の状況と今後の課題について。

イ、飼い続けられるように支援する仕組みについて。

ウ、次の飼い主へつなぐ仕組みについて。

エ、相談する場がないと考えますが、市の見解を伺います。

②といたしまして、高齢者が猫と安心して暮らすことができる仕組みづくりとして、京都市が民間企業と提携した実証実験「飼い続ける支援・飼い始める支援事業」を実施していますが、東大和市でも近隣他市に先駆けて実施することができないか、市の見解を伺います。

次に、3点目といたしまして、市民が楽しみながら社会貢献できる「スポGOMI」の取組についてであります。

子供から大人まで参加できるのが「スポGOMI」であります。全国各地で開催されている「スポGOMI」は、「ゴミ拾いはスポーツだ！」を合い言葉に、チーム対抗の競技としてゴミ拾いを楽しむイベントです。この「スポGOMI」は、企業や団体が取り組む従来のゴミ捨てにスポーツのエッセンスを加え、今までの社会奉仕活動を競技へと変換させた日本発祥の全く新しいスポーツです。日本初、現在は世界に広がっている「スポGOMI」でもあります。この「スポGOMI」はルールも簡単なので、お子様から高齢者まで、どなたでも楽しめます。また、全国の高校生がゴミ拾いを競い合う、スポGOMI甲子園も開催されています。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、「スポGOMI」とは「ゴミ拾いはスポーツだ！」を合い言葉に、チーム対抗の競技としてゴミ拾いを楽しむイベントであります。環境美化とスポーツを融合させて、気軽に楽しみながら老若男女誰もが参加できる社会貢献活動でもあります。東大和市でも、環境市民の集い等のイベントの一環として実施することができないか、市の見解を伺います。

次に、4点目といたしまして、家族介護者への支援策強化についてであります。

高齢化が進む日本で、家族介護者は全国で約653万人と国民のおよそ20人に1人に上ります。家族の介護を理由とする介護離職は年間約10万人前後で推移しております。子供の介護者——ヤングケアラーといった課題も顕在化しています。

厚生労働省が2022年に行った国民生活基礎調査によりますと、主な介護者の約半数は同居家族であり、具体的には配偶者が22.9%、子が16.2%、子の配偶者が5.4%と続きます。別居の家族も含めると、主な介護者の6割近くは家族であり、事業者は15.7%でありました。また、同居する主な介護者の内訳を見ますと、女性が68.9%、男性が31.1%であり、年齢は60歳以上が8割弱、介護する側と介護される側がともに65歳以上という老老介護は63.5%と、22年に初めて6割を超えました。ともに75歳以上の割合も35.7%と3分の1以上を占めます。

こうした中、厚生労働省は7月、介護保険事業の基本指針に家族介護者への支援を強化する方針を示しました。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、厚生労働省は、2024年度から3年間の介護保険の運用に関する新たな基本指針案に、家族を介護する人への支援推進を盛り込む考えを明らかにいたしました。支援対象として認知症高齢者の家族、病気や障害がある家族を世話するヤングケアラーを例示しました。この基本指針決定後には、各自自治体は指針に沿って介護保険事業計画を策定していくことになり、各地域での具体的な対応が期待されますが、市の見解を伺います。

最後に、5点目といたしまして、奈良橋川の拡幅整備事業についてであります。

空堀川の整備が進み、多くの市内外の皆様が散歩やランニング、散策などで楽しんでおられる姿を見かけることができ、水辺のにぎわいが実感できるようになってきました。その一方で、奈良橋川の拡幅整備も進んではいらぬものの、なかなか先が見えない状況にあるように感じておられる方もいらっしゃると思います。

そこで、以下、お伺いいたします。

①といたしまして、現在の進捗状況と今後の整備計画について。

②といたしまして、拡幅整備をするメリットについて。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） 初めに、みんなでボトルリサイクルプロジェクトの回収量や実績についてであります。このプロジェクトにつきましては、各公共施設に回収ボックスを設置し、令和3年度から開始しております。

令和4年度の回収量につきましては740キログラムで、プラスチック容器の資源循環を図る取組として有効であることから、引き続き民間企業と協働し、回収量の増加を目指していきたいと考えております。

次に、ペットボトル回収事業の回収量や実績についてであります。市では、株式会社セブンーイレブン・ジャパンと協働し、市内セブンーイレブン全店舗で、また、コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社と協働し、市内公共施設4か所で自動回収機によるペットボトルの回収事業を実施しております。全体の回収量は公表されておませんが、ペットボトルの排出量が増している中、市民がペットボトル回収機を使うことによる行政回収量の削減、またペットボトルからペットボトルへの水平リサイクルへのさらなる推進に努めていきたいと考えております。

次に、おくすりシートのリサイクルについてであります。横浜市の事例は、おくすりシートをプラスチックとアルミニウムに分離後、おのおのリサイクル処理をし、新たに製品化しているものと認識しております。現在は実証実験の段階でありますことから、その動向等を注視してまいりたいと考えております。

次に、飼い主の高齢化に伴うペットの世話の現状等についてであります。高齢者がペットを飼育することは、高齢者の生きがいづくりやペットを通じた人との交流など、高齢者の健康増進に一定の効果があると言われておりますが、一方で、飼い主の入院等によりペットの世話が困難になる状況もあると聞いております。

このようなことから、高齢者がペットを飼育する際、その効果とリスクを十分に理解した上で飼育することの重要性を高齢者に対し周知啓発していくことが課題であると認識しております。

次に、ペットを飼い続けられるように支援する仕組みについてであります。現在市では、猫の飼い主が健康上の理由等で猫の飼育継続が困難となった場合の保護や譲渡も含み、猫の飼育相談に応じるなどの支援に努めているところであります。また、ペット全般の飼育相談につきましては、東京都動物愛護相談センターを御

案内しております。

次に、ペットを次の飼い主につなぐ仕組みについてであります。現在市では、猫に係る動物飼養相談員を設けていることから、必要に応じ保護ボランティアが猫の保護を行い、譲渡会等を経て新しい飼い主に引き渡すことを実施しております。

一方、ペット全般の取組につきましては、東京都において犬や猫の譲渡や里親とのマッチングを図る事業として動物情報サイトを運営しておりますことから、その運営主体である東京都動物愛護相談センターを御案内しております。

次に、相談支援についてであります。市では猫の飼い主に対する相談には一部対応しておりますが、そのほかの動物については引き続き東京都動物愛護相談センターを御案内してまいりたいと考えております。

次に、高齢者がペットの猫と安心して暮らすことができる仕組みづくりについてであります。京都市では、民間企業と提携した実証実験として、ペットの猫を飼えなくなった場合に、新しい飼い主へつなげる支援等を実施しております。この支援は、飼い主と事業者との間で月1回以上自宅を訪問し猫のケアを行うペットヘルパーの利用契約を締結することを条件に、飼い主が猫を飼育できなくなった際に新しい飼い主に猫が引き継がれるというものです。

市におきましては、現時点で京都市と同様の事業の実施予定はありませんが、京都市における実証実験の結果を今後確認してまいりたいと考えております。

次に、市における「スポGOMI」の実施についてであります。市ではイベント開催時にごみの分別徹底やごみの持ち帰りの呼びかけなどを実施しております。一方、市民が廃棄物や環境に対する関心を高めるための取組は重要でありますので、イベントの一環として実施する「スポGOMI」につきましては、ほかの自治体の導入事例等を参考に今後研究してまいりたいと考えております。

次に、家族介護者への支援策の強化についてであります。次期の介護保険事業計画に関する国の基本指針案では、全世代型社会保障の構築を進める観点から、家族介護者への支援を進めることの重要性が記載されており、ヤングケアラーの支援機関と地域包括支援センターとの連携強化が示されております。

市におきましては、次期の計画となる第9期計画の策定において、ヤングケアラーを含む家族介護者を支援するための関係機関との連携等について検討を行う予定であります。

次に、奈良橋川の拡幅整備事業の進捗状況と今後の整備計画についてであります。奈良橋川の拡幅整備工事につきましては、東京都が高木3丁目の高木橋から奈良橋2丁目の日月橋の上流付近までの約1キロメートルの区間について事業を実施しております。このうち、宮前二の橋下流部までの護岸整備工事は完了し、宮前二の橋上流から奈良橋2丁目の日月橋上流までの区間については、現在用地買収を進めていると聞いております。

次に、拡幅整備のメリットについてであります。拡幅工事を行うことにより水の流れや勢いが緩和され、多くの水量を排除できるようになり、浸水被害のリスクの低減が図れると認識しております。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○16番（荒幡伸一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、順次再質問をさせていただきます。

まず1番目の循環型社会を目指す取組についてであります。

地球温暖化による環境意識の高まりや海の生態系を脅かす海洋プラスチック廃棄問題などを受け、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提にした作って捨てる経済システムから、廃棄物や汚染を発生させないことを前提にした循環経済——サーキュラーエコノミーへの転換が世界で進んでいます。

まずは現状認識として、資源の有効活用としてのリサイクルの状況についてお伺いいたします。

東大和市が回収したごみのうち、焼却処分されたもの、リサイクル、資源化されたもの、埋立て処分されたものの量と比率について、令和2年度から3年度分教えていただければと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 令和2年度の焼却処分をされた量につきましては1万5,128トン、比率にしますと73.3%でございます。資源化量につきましては5,506トン、比率につきましては26.7%でございます。埋立て処分はしておりません。

令和3年度につきましては、焼却量は1万4,574トン、比率にいたしまして74.1%、資源化量は5,099トン、比率につきましては25.9%、埋立て処分は行っておりません。

最後ですが、令和4年度の焼却量につきましては1万4,358トン、比率にいたしまして74.8%、資源化量は4,847トン、比率にいたしまして25.2%、埋立て処分は行っておりません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。徐々に削減されているというのが確認ができました。

それでは、市長の御答弁では、令和4年度の実績は740キログラムとのことでしたが、事業を開始した令和3年度の実績を教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 事業を開始しました令和3年度は、6月1日から実施いたしまして378キログラムの回収がありました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、次に移りますが、みんなのボトルリサイクルプロジェクト以外にもリサイクル事業を行っておりますが、事業内容と回収量について教えていただければと思います。

○環境対策課長（梶川義夫君） 令和4年度の主な実績として申し上げますが、市内の郵便局の協力を得まして実施いたしました不用はがきの回収事業では281キロの回収がございました。また、プリンタメーカー4社が取り組みますプロジェクトに参加した使用済みインクカートリッジ回収事業では137キロの回収がございました。

次に、HOYA株式会社アイケアカンパニーと協働いたしました使い捨てコンタクトレンズ空ケース回収事業では147キロの回収量がございました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） それでは、廃棄物減量等推進員の制度を設けてはいますが、どのような活動や役割を果たしているのか教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 一般廃棄物の減量に関しまして、地域住民の方への啓発に関する事項や、一般廃棄物の分別及び適正な排出等に関する事項などにつきまして、市の施策に協力していただいております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

それでは、次の②ペットボトル回収事業のほうに移りますけれども、東大和市では、市民への事業周知とこの

適正な排出の広報及び啓発を行っていただいておりますが、先ほどの市長の御答弁では、全体の回収量は公表されておりませんが、ペットボトルの消費量が増している中、市民がペットボトル回収機を使うことによる行政回収量の削減、またペットボトルからペットボトルへの水平リサイクルのさらなる推進に努めていきたいとのことでしたが、具体的に考えていることがあるようでしたらお聞かせいただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） 市が主催いたします、ごみの学習会の一環でペットボトルの水平リサイクルにつきまして講座等を開催いたしまして、推進を図っていききたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、ペットボトルは高いリサイクル率ですけども、回収したこのペットボトルに異物が混入し、リサイクルを阻害する問題があります。

そこで、東大和市で回収するペットボトルですけども、異物混入に対する分別作業等の処理をどのように行っているのか教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 当市で回収しましたペットボトルにつきましては、資源物中間処理施設「エコプラザ スリーハーモニー」のほうへ搬入することになっております。この中間処理施設のベルトコンベヤーに投入いたしまして袋を取り除くなどの作業をした後に、手作業で不適物や有害物を除去しているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

次に、町田市のホームページをちょっと紹介させていただきたいんですけども、マイボトルの利用を促進し、ペットボトル等のプラスチックごみの削減を推進するための取組として、市内施設にマイボトル専用給水器の設置を求めています。市内施設に設置したマイボトル専用給水器の2022年度の使用料、推計量は約2万5,000リットルでした。これは500ミリリットルのペットボトルで換算すると約5万本分に相当しますと。この約5万本分のペットボトルが削減されずに焼却処分された場合と比べて約3.5トンのCO₂を削減できたことになります。お出かけの際はマイボトルを持ってお出かけしませんか、ちょっとしたライフスタイルの見直しのごみの減量や温室効果ガスの削減につながります。ごみの減量・プラスチックごみの削減に御協力をお願いしますとあります。

同僚議員も熱中症の観点から要望をさせていただきましたけども、私はこのペットボトル等のプラスチックごみの削減を推進するための取組として、この質問をさせていただきます。

マイボトル専用の給水器を設置したことによって、1年間で500ミリリットルのペットボトルが5万本分削減されたという効果があったようでございます。

東大和市でも、ペットボトル削減という観点からマイボトル専用の給水器の設置をできないかどうか、お答えいただけますでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） マイボトル専用の給水器の設置でございますが、こちらの専用の給水器につきましては、確かにペットボトルの削減方法の一つとして効果があるというふうに認識しておりますが、設置場所などの課題もございますので、十分な検討が必要であるというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 町田市もそうですけども、近隣の東村山市をはじめ多くの自治体でこのペットボトルをはじめとするプラスチックごみ削減のため、ウォータースタンド株式会社とプラスチックごみ削減の推進に

関する協定を締結し、この協定に基づき本事業を実施しております。SDGsの観点からも、他自治体を参考にして同様に事業ができないものかと考えますけれども、いかがでしょうか。

また、この事業を締結することによって、この給水器は、常温タイプの給水器であれば、設置費用、リース及びメンテナンスにかかる費用が無料になるということです。水道料金は当然払うようになるんですけども、電気代はかからないと。給水栓があればどこでも設置ができますというようなものとなっているようですので、ぜひ参考に考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 他の自治体の取組につきましては参考にさせていただきたいというふうに考えております。その上で、設置に当たりましては十分な検討が必要ではないかというふうに考えているところがございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 前向きに検討していただきたいと思います。

また、町田市では、ごみ減量と資源化を目指して、ごみの発生抑制としてマイボトルやマイカップなどの活用を通じて、使い捨て容器の使用を減らすため、お客様が持参するマイボトルやマイカップに飲物を提供することができるそうです。このマイボトルなどの利用促進に協力していただいている店舗をマイボトルOK店として認定をしております。

東大和市でも同様の取組ができればいいなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） マイボトルやマイカップといったもので、こちらが浸透すれば使い捨て容器の削減につながるということは考えられます。市では、まずはマイボトルの持参運動を実施いたしまして普及啓発を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） もう一つ提案があるんですけども、マイボトルや専用の袋に関しての提案でございますけれども、オリジナルのマイボトルや専用の袋を作成している自治体もございます。東大和市としては、うまべえのイラストや、ゆったり日和のロゴが入ったオリジナルのマイボトルを作成し、販売することによって市への愛着心も湧いてくるのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） マイボトルや専用の袋にイラストなどを入れることで、愛着という点で使用していただけるというふうに考えられます。市内におけます推奨について、今後研究していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） しっかりと前向きに研究していただくように、よろしく願いをいたします。

次、③のおくすりシートに関して再質問させていただきます。

このおくすりシートは、国内だけで年間1万3,000トンほどが生産されており、今後も高齢化の進展とともに使用量の増加が見込まれます。おくすりシートを回収することによって市民のプラスチック問題への関心を高めることが期待できると思いますけれども、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） こちらのほう、現在実証実験ということでございますので、その動向に注視していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） プラスチックとアルミニウムの素材できているおくすりシートには、資源有効利用

促進法に基づき、分別をしやすくするために用いられる識別マークとしてプラマークなどが印刷されているのですが、仕組みがないため、市民の多くは資源であることに気づかず可燃ごみや不燃ごみとして捨ててしまっているのが現状です。おくすりシートが貴重な資源として再利用できることを多くの方に知っていただくこともとても大切なことだと思いますけども、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） ごみは正しく分別して、リサイクルに回せるものはリサイクルへと回す必要がございます。このため、廃棄物広報紙のごろすけだより、それからごみの排出カレンダー等で周知徹底を図っているところでございます。

おくすりシートのリサイクルにつきましては、先進市の動向を見ながら調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 市長の御答弁では、現在は実証実験の段階であり、今後のプロジェクトの動向等を注視してみたいとのことでしたが、横浜市では2022年10月20日から2023年9月30日まで実証実験が行われ、おくすりシートの回収ボックスを薬局やドラッグストア、病院だけでなく、高齢者の方々もよく立ち寄る公共施設に全部で40か所設置しています。ボックスがいっぱいになったら、回収拠点の職員や店員の方が所定の受付窓口に連絡を入れるだけで、数日以内に宅急便が回収に来ます。回収拠点への負担がかからないこともあり、想定以上に成果が出ているということでございます。回収ペースが月を追うごとに増え、当初目標に上げていた10万シートについては2023年3月末でもう達成をしたと。4月末時点では28万枚相当のシートが集まり、実施期間の約半分で目標量の約3倍を回収したそうであります。これだけ効果を上げている取組であります。

ペットボトルからペットボトルへの水平リサイクルを先進的に取り組んだ東大和市ならきっと実施するだろうと、もう既におくすりシートをため始めている市民の方もおります。ぜひとも前向きに情報収集していただき、近隣他市に遅れを取らないように検討し、進めていきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 横浜市の取組につきまして御紹介をいただいたところでございます。事業効果も出ておりますので、ぜひ参考とさせていただきます、その上で調査・研究をしてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副市長（松本幹男君） すみません、おくすりシートの件でございますが、今現在糖尿病患者さんがインシュリン打っている際の使用済みの注射針のほう、こちらのほうを東京都薬剤師会の協力をいただいて、処方したところで回収するという取組をやっていたらというものでございます。

今のお話聞いていて、確かに議員おっしゃるように、プラって明確に書いてあるので、容器包装プラスチックとして薬のシートについては出していただいて構わないわけですが、なかなかそのところが市民に広く行き渡っていないという部分もありますので、今後その使用済み注射針の回収事業をやっている東京都薬剤師会、そういったところの機会を捉えて御協力をいただけないか、当然自主事業という形で今注射針の回収を薬剤師会やっているわけですが、できればそこには製薬メーカーさん、こちらの方にもやはり製造者ということで参加はしていただきたいという考えで、機会を捉えてちょっと接触できればと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 副市長、ありがとうございます。

第一三共が中心で今行っているようですので、ほかの製薬会社にも声をかけていきますというようなことが

書いてありましたので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

このおくすりシートの実証実験ですけども、実証実験が今月いっぱい終わりますので、9月30日までですので、ぜひ終わった段階でしっかりとまた検討していただいて、前向きに実施できるようにお願ひをしたいと思います。

1番に関してはこれで終わります。

次、2番の安心してペットと生活できる仕組みづくりについてに移ります。

まず、アの現在の状況と今後の課題について伺いますけども、現在の状況として、動物虐待や飼育放棄、多頭飼育崩壊などの情報を市でつかんでいるようなことがありましたら教えてください。また、なぜそうなってしまったのか分かるようでしたら教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 把握している範囲で多頭飼育崩壊の発生について申し上げますと、令和3年度と4年度に市内で1件ずつ発生しております。原因につきましては、飼い猫に不妊・去勢手術を実施せずに複数頭を飼育しており、次々と猫が増えてしまったためであるというふうに認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

アニマルセラピーという言葉があるように、犬や猫との暮らしは高齢者の生きがいにもなり、また心の癒やしや健康維持にもよい効果があることが実証されています。しかしながら、高齢者のペットの飼育においては、特に飼育する前に突然の事態に備えてしっかりと準備していく必要があると考えます。また、心の病などでペットの飼育にもその影響が及び、多頭飼育につながっているケースも少なくないそうです。

市長の御答弁では、高齢者がペットを飼育する際、その効果とリスクを十分に理解した上で飼育することの重要性を高齢者に対し周知啓発していくことが課題であるとありましたが、具体的にどのように周知啓発していくのか、お考えがありましたら教えていただけますでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） ペットの飼育に関する高齢者への周知啓発についてであります。市では、地域の課題の解決方法を検討する地域ケア会議を開催しております。平成31年度の地域ケア会議において高齢者とペットの共存をテーマに市民の皆様や関係機関による検討がなされ、その成果として、高齢者が犬や猫を飼育する際に気をつけるべき事項をまとめた犬・猫心得7か条、こちらのほうが作成されました。

現在市では、窓口での配布と併せ、高齢者ほっと支援センターの職員やケアマネジャーなどの専門職の方がペットの飼育に関して気になる高齢者に対し参考にお渡しさせていただくなどの方法でペットの飼育に関する周知啓発を行っているところであります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、高齢者からペットが飼えなくなった等の声は寄せられているのでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 高齢者のペットの飼育につきまして、突然の入院等によりペットの世話が続けられなくなった高齢者がいらっしゃるといった話をケアマネジャーから話を伺うことはございます。一方、地域包括ケア推進課の窓口では、飼えなくなったというような御相談はこれまでございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、次のイ、続けられるように支援する仕組みについてに移ります。

実際に高齢者の生活状況等を把握しているのは、今お話のあったようにケアマネジャーや見守りぼっくすの担当者等の福祉関係者になるのだろうというふうに思うのですが、福祉関係者と関係部署との連携強化を図る必要があると思いますが、そのような予定はあるのか教えていただけますでしょうか。

○**地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君）** 実際に現場に出向き高齢者の生活状況等を把握しているケアマネジャーや見守りぼっくす職員などからの情報提供はペット飼育の課題の把握に効果的であると認識しておりますが、関係部署との情報共有または連携につきましては、体制等の在り方を今後研究してまいります。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** しっかりと研究していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ウの次の飼い主へつなぐ仕組みについて伺います。

市長の御答弁では、猫に関わる飼養相談員を設けていることから、必要に応じ保護ボランティアが猫の保護を行い、譲渡会等を経て新しい飼い主に引き渡すことを実施しているとのことでしたが、実際に次の飼い主につなぐことができたケースはあったのかお伺いいたします。

○**環境対策課長（梶川義夫君）** 令和4年4月から令和5年8月末時点までの期間におきまして、本事業で保護した猫のうち譲渡に至ったのは22匹となっております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** 高齢化に伴いまして、独居高齢者が施設入所等によりペットの世話をこれからどうしたらいいのかと悩んでおられる方の話を聞きます。一方、伴侶動物——コンパニオンアニマルとして心に安らぎを与える効果のあるペットを飼いたくても、自分より長生きする可能性があり、飼えない高齢者もいます。

こうした現状を踏まえ、今後東京都動物愛護相談センター等との連携によりマッチングの仕組みに期待したいところですが、実際にこのマッチングまで至ったケースはあったのでしょうか。

○**環境対策課長（梶川義夫君）** 東京都動物愛護相談センターの事業におけますペットの譲渡実績につきましては現在のところ把握はしておりませんが、同センターと今後も必要に応じまして連携を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** よろしく願いいたします。

では次に、エ、相談する場がないと考えますがということの、エに移ります。

市では、猫に関わる動物飼養相談員を設けているとのことなので少し安心をしたのですが、どれくらいの相談があったのか、またどのような内容なのかお教えいただけますでしょうか。

○**環境対策課長（梶川義夫君）** 令和4年4月から令和5年8月末時点までの期間におきまして、相談の件数は3件でございます。内容といたしましては、飼っている猫の譲渡についての相談や、飼い主のいない猫が産んだ子猫についての相談、それから保護ボランティアとしての活動についての相談というものがありませんでした。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** では、動物飼養相談員に関して伺いますけれども、相談に応じていただけるこの日時とか条件などはあるのでしょうか。

○**環境対策課長（梶川義夫君）** 条件等でございますが、原則週に1度、金曜日の午後1時から4時までとなっております。ただ、相談員さんが都合により勤務していない日などもございますことから、相談に当たっては事前電話予約とさせていただきます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） しっかりと相談に乗っていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、次の②の京都市での取組で「飼い続ける支援・飼い始める支援」について伺います。

京都市では、高齢者が猫と安心して暮らすことができる仕組みづくりを提案企業のノウハウ、サービスを活用して実証実験を行っていますが、飼い続ける支援・飼い始める支援事業の事業内容について、分かる範囲で御説明をいただけますでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 京都市の飼い続ける支援・飼い始める支援事業につきましては、京都市が抱える行政課題に対し、民間企業等と一緒に課題解決を図る公民連携課題解決推進事業としての実証実験であり、高齢者も安心してペットと生活できる仕組みづくりについて、猫の飼育等を専門とする民間企業からの事業提案に基づき行っているとのこととあります。

事業内容であります。猫を飼い続ける支援としまして、飼い主が在宅のときにペットヘルパーが訪問し、猫のお世話の手伝いや健康確認を行うサポートを行いながら、高齢の飼い主が猫の飼育が困難になった際に新しい飼い主とのマッチングを行うといった内容となっております。

また、猫を飼い始める支援としましては、これから猫を飼い始めたいが御自身の年齢等により不安がある方を対象とし、飼育後にペットヘルパーの利用を条件に譲渡対象の猫が紹介されるものとなっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） とてもすばらしいこの取組だというふうに思いますけども、事業を実施するための課題はどのようなことなのでしょう。また、メリット、デメリットについてお聞かせいただけますでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 事業を実施するに当たり想定される課題ではありますが、京都市の事例では、ペットヘルパーの利用契約に伴い、利用者に毎月一定の料金負担としまして、最低月1回の利用で1回当たり3,000円の料金が生じていることとございますことから、利用希望が少ない場合、事業の継続性が難しいのではないかと考えられます。また、メリットといたしましては、高齢者を含めた飼い主が御自身の体調不良や入院等によりペットである猫が飼い続けられなくなる心配をせず、安心してペットである猫と暮らし続けられる点にあると考えられますが、デメリットといたしましては、民間企業が対応できるペットの種類が限定されていることや、課題として考えられる利用者負担の発生が考えられます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

これからさらなる高齢社会を迎えるわけでございます。安心してペットと生活できる仕組みづくりは今後の課題でもあるかというふうに思いますので、ぜひ前向きに御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、次の3番、市民が楽しみながら社会貢献できる「スポGOMI」の取組について伺います。

なかなかこの聞き慣れない「スポGOMI」という言葉だというふうに思いますので、少し説明をさせていただきます。

3から5名でチームを組んで、競技時間は60分、拾い集めたごみは、たばこの吸い殻、空き缶やペットボトルなどの資源ごみ、燃えるごみ、燃えないごみなどに分別して計量し、集めた重さによってごみの種類ごとに定められたポイントを獲得、合計獲得ポイントで勝者が決まります。チームのメンバー同士は10メートル以内の距離を保つこと、競技エリアが街の場合は走らないこと、そしてスポーツマンシップにのっとりすることという

のが「スポGOMI」のルールのあらましであります。

「スポGOMI」には子供からお年寄りまで誰でも気軽に参加できて、開会式などのスペースさえあればまちや自然のフィールドなどどこでも開催が可能です。もともと地域の自治体や企業、学校などでは社会貢献活動としてごみ拾いを行う機会があったことから、地域を巻き込んだイベントとして参加者を集めやすいといった特徴があります。

2008年に最初の大会を開催して以来、大会の開催数や参加人数は年々増加、2019年には1年間で139回の大会を開催し、活動開始から累計参加人数は延べ10万人以上になりました。大会を主催するのは地方自治体や企業が中心ですが、学校が授業や地域との共同イベントとして実施するケースもあり、2019年には、全国の地方大会を勝ち抜いた高校生が集結したスポGOMI 甲子園のように、実行委員会を組織して開催するイベントも生まれてきました。

また、日本国内だけでなく、ロシア、韓国、ミャンマー、ベトナム、ハワイ、パナマなどからの要請もあってスポGOMI大会を開催するなど、「ゴミ拾いはスポーツだ！」の理念は国境を越え広がっているというところでございます。

それでは、再質問させていただきますけれども、環境省は、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現には一人一人のライフスタイルの転換が重要であることから、具体的な30の行動をゼロカーボンアクション30として示しております。

その中の一つとしまして、植林やごみ拾い等の活動など環境保全活動に積極的に参加しようという行動が示されておりますことから、ごみ拾い活動を促進しているところでございますが、本市として取り組んでいることがありましたら教えてください。

○環境対策課長（梶川義夫君） 地域の方によりますごみ拾いといったしまして、地域清掃がでございます。この地域清掃ごみは、市に御連絡をいただければ無料で収集するなど、ごみ拾い活動の促進をしているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 本市でも「スポGOMI」が開催されたらごみ拾い活動がより促進されると思いますが、市の見解をお伺いいたします。

○環境対策課長（梶川義夫君） ごみ拾い活動によりまして市民の環境保全に対する意識が芽生えることというのが期待できると思います。ですが、まずは廃棄物の発生・排出抑制、それからリユース、リサイクルといったいわゆる3Rの推進が最も重要であるというふうに認識しております。

「スポGOMI」を開催するということにつきましては、現時点ではその予定はございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほど説明の中で、学校でも地域との協働で行っているというような話をさせていただきましたけれども、教育委員会として何か考えがございましたら、すみません、お聞かせいただけますでしょうか。

○教育長（岡田博史君） 学校の中でそういうごみを拾うというような活動につきましては、現在詳細については把握はしていませんが、地域の皆様と一緒にしまして、子供たち、また保護者とともに地域の中で活動していくというようなこともできるというふうに、私自身も、他自治体ではございますけれども、そのような活動を小学生、中学生と一緒に、また地域の方と一緒に、また地域の方と一緒に、そして地域の美化

に努めるというようなことで、小・中連携しながらやった経験もございますので、そんなことも推進していくことも可能ではあるかというふうに思っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 教育長ありがとうございます。

では、次の質問に移ります。

「スポGOMI」では、集めたごみは分別し、種類によってポイントを配分します。たばこの吸い殻のポイントが高くするなど、誰でも参加でき、競技性も損なわない、ポイント配分などで勝敗をつけます。

そこで、せっかく得たポイントでもあります。それが何か物に変わることによってモチベーションが高まり、さらに大会への付加価値も高まるのではないかというふうに思うのです。例えば2,000ポイントなら、この東大和市名産の多摩湖梨を2キロとか、またポイントのインセンティブとして、市内の店舗で活用できるポイントなどを付与することによって市内経済への還元が見込めるのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） 楽しみながらまちがきれいになりまして、環境保全に対する意識が高まるという取組であるということは認識をしているところでございます。先ほど担当課長からもありましたが、現段階におきましては「スポGOMI」の実施予定はございませんけれども、先進自治体の導入事例を参考に調査等をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、この項最後の質問になりますけれども、「スポGOMI」を開催するための課題はどのようなことでしょうか。また、メリット、デメリットについてお聞かせください。

○市民環境部長（木村 西君） 今後調査・研究等していく中で、他団体での例えば参加者の状況ですとか、そういうことも含めて課題、そしてメリット、デメリットを精査していきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 様々なこの場面でこの「スポGOMI」の取組内容を活用できるのかというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討していただきますよう、よろしくお願いをします。

では、次の4番、家族介護者への支援策の強化について伺います。

壇上でも述べましたが、厚生労働省が2022年に行った国民生活基礎調査によりますと、主な介護者の約半数は同居家族であり、具体的にこの配偶者が22.9%、子供が16.2%、子の配偶者が5.4%でした。また、別居の家族も含めると、主な介護者の6割近くは家族でありました。

同居する家族の内訳を見ると、女性が68.9%、男性が31.1%であり、年齢は60歳以上が8割弱、介護する側と介護される側がともに65歳以上という老老介護は63.5%と、22年に初めて6割を超えました。ともに75歳以上の割合も35.7%と3分の1以上を占めています。

そこで、家族で介護を担っているこの老老介護、65歳未満の介護者、ヤングケアラー、それぞれに対して現在どのような支援があるのか教えていただけますでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 家族介護者、老老介護、65歳未満の介護者、ヤングケアラーに対する支援についてであります。市では、ケアラー支援事業としまして、福祉専門職による相談支援、ケアラー同士の交流により、困り事や生活の仕方などについて話し合う場としてのケアラーズカフェ、ケアラーの方の生活に役立つ講座の開催などを行っております。

なお、これらの支援事業の参加に当たりましては、参加される方の世代に関する制限は特段設けてございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、所得や年齢によって介護者にも交付金が支給されるような、この支援がありましたら教えてください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 家族介護者への金銭的な支援についてであります。要介護4または要介護5の認定を受けた方のうち、認定を受けた日から1年以上、その家族等が介護を行い、介護給付費等サービスを利用されなかった方について、所得要件等に該当している場合には、家族介護者に対する慰労金を支給する家族介護慰労金の制度がございます。

なお、ここ数年は支給の実績のほうはございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 支給される金額っていうのが分かりましたら教えていただけますでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 支給金額につきましては10万円となっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では次に、介護サービスを利用できる人とはどのような人なのか教えていただけますでしょうか。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 介護サービスの利用につきましては、65歳以上の高齢者で要支援または要介護と認定された方が対象となります。また、40歳から64歳の方のうち、特定の疾病により要支援・要介護状態となり認定された場合も介護サービスの利用対象となります。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、現在のケアラー支援を受けられている介護者は交流できる場に参加ができて、気が紛れて、この活力になるというふう思うのですが、老老介護の御家族などでは、家族に対して目を離すことができずに疲弊している介護者を見かけます。そのような介護者の状況はどのように把握をされているのかお聞かせください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 老老介護の家族の状況把握としましては、高齢者見守りぼっくす職員による高齢者のみ世帯への訪問において、その家族の生活状況の把握に努めております。また、御近所にお住まいの方やケアマネジャーなどからの情報提供があった場合には、市のケースワーカーや高齢者ほっと支援センターの職員などによる家庭訪問を行い、その家庭の生活状況の把握を行っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 意外と多くの方がこの疲弊している場面を見かけますので、ぜひ力を入れていただければと思います。よろしく願いいたします。

次に、家族介護者を支援するために、関係機関との連携はどのように行っているのかお聞かせください。

○地域包括ケア推進課長（石嶋洋平君） 家族介護者の支援のための関係機関との連携についてであります。市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、住まい、生活支援などが包括的に提供される地域包括ケアを推進し、関係機関、団体、事業者、地域住民との協働に取り組んでおり、家族介護者の支援における連携についても、それら関係機関等との間で進めております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、この項目最後になりますけれども、この新たな基本指針案に沿って介護保険事業計画を策定していくことになるというふうに思いますが、認知症高齢者の家族、病気や障害がある家族を世話するヤングケアラーなど、介護者への支援はどのように変わっていくと想定されるのかお聞かせください。

○健幸いきいき部長（川口荘一君） 次期の計画となります第9期介護保険事業計画の策定に当たりまして、国の基本指針の案が示されてございます。その中では、新たな内容としまして、家族介護者に対する支援に取り組むことの重要性が示されております。今後属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことが期待されておまして、障害福祉分野、また児童福祉分野など、他分野との連携促進を図っていくことが重要であるというふうにされております。

現在市におきましては第9期の計画策定を進めておりますけれども、ヤングケアラーを含む家族介護者を支援するための関係機関との連携などについて内容の検討を今後行う予定でありまして、家族介護者の支援に関する様々な関係機関との連携が今後、より推進されていくものと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ケアラー支援のさらなる充実を期待しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次に、最後の項目に移ります。

奈良橋川の拡幅整備事業についてでございます。

まず、①の現在の進捗状況と今後の整備計画についてでございますけれども、宮前二の橋上流から奈良橋2丁目の日月橋上流までの区間についての整備予定はどのようなタイムスケジュールになっているのかお聞かせください。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 宮前二の橋上流から奈良橋2丁目の日月橋上流までの区間についての整備予定についてでございますけれども、東京都からは、現在用地買収を進めているところであり、その後の予定については未定であるというふうに聞いているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、宮前二の橋上流から奈良橋2丁目の日月橋上流までの区間については、これまでも橋がなく、地域住民の方からは橋を架けてほしいとお声をいただいております。車が通れなくても、せめて自転車や歩行者が通行できるような橋は考えられないのでしょうか。

また、北多摩北部建設事務所からは、占用許可が取れるようであれば市で橋をかけても構わないとの話を伺っております。この点について市の見解を伺います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 新たな橋を架けることについてでございますけれども、橋を架ける場所、規模、また橋の必要性や、橋を架けることによって生じる問題などを考える必要がまずあるというふうに考えているところでございます。

なお、市として橋を架ける場合については、市道として自転車や歩行者、また車両が通行できるような橋を架けることが必要というふうに考えているところでございます。このことから、新たな橋を架けることは難しいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） おっしゃっていることはよく分かるのですが、ぜひ前向きにお考えをいただければというふうに思います。なかなか架ける場所もないというのは自覚をしているところではあるのですが、何とかよろしくお願ひしたいと思います。

次に、高木橋から宮前二の橋下流部分までの護岸整備工事が完了している部分について、管理用通路に雑草が繁茂して蛇や虫が出て困るとの声を近隣の方から伺っております。随時対応していただきたいのと、せっかくこの管理用通路ができていたのであれば、そこを通れるようにできないのかというふうに思っているんですけども、その点について伺います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 護岸整備工事が完了している宮前二の橋の下流部分の管理用通路の対応についてでございますけれども、東京都から、管理用通路の雑草については定期的に除草を行っているということ、また今後河川整備工事に支障があるため、管理用通路を開放することはできないというふうに聞いています。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。なかなか厳しい答弁ばかりですが、何とかできるように、こちらのほうもしっかりと訴えていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

最後に、②の拡幅整備をするメリットについて伺います。

令和元年の台風19号での浸水被害以降、大きな被害はなかったというふうに思いますが、これは拡幅工事が進んでいるからと理解してよろしいのでしょうか。お伺いをいたします。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 河川整備や降雨の状況などによりまして被害が出ていないというふうに認識しているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

では、奈良橋川の拡幅整備では、洪水に対する安全性を向上するとともに、生態系に配慮した川づくりや水辺に親しめる川づくりを進めていくというふうに示されておりますが、どのようにお考えなのか伺います。

○土木公園課長（廣瀬 裕君） 奈良橋川の拡幅整備についてでございますけれども、東京都では柳瀬川流域河川整備計画に基づき整備を進めることとなっております。河川の整備につきましては、時間50ミリ降雨までは河道整備により、またそれを超える降雨につきましては調節池等によりまして対策を実施することとなっております。

また、河川環境の保全等につきましては、川の生き物や植物にとって豊かな自然環境の創出や、川と触れ合い、人や生き物が憩えるような河川空間を整備することとなっております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

川の整備は東京都の取組ではありますけれども、市としてもしっかりと連携をして進めていただくことを要望いたしまして、今定例会での一般質問を終了させていただきます。ありがとうございます。

○議長（東口正美君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 3時52分 休憩

午後 4時 1分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 中野志乃夫君

○議長（東口正美君） 次に、22番、中野志乃夫議員を指名いたします。

〔22番 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） やまとみどりの中野志乃夫です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1番として、ちょこバスの運営について。

①として、運行基準に沿った実績になっているのかという点についてお伺いいたします。

②として、福祉目的のバスに特化してもよいのではないかとということもお聞きします。これは運行基準に沿った実績に伴わない場合のことに含まれてそうしたことをお聞きしたいと思っております。

2として、公共用地の有効活用について。

①として、市役所駐車場、都営向原団地の創出用地、桜が丘の国有地等でキッチンカーなどを集めた地域イベントを開催して地域商業の活性化を図るべきではないのか。

②として、それらの公共用地を地域防災の拠点として活用するべきではないのか。

以上、お聞きいたします。よろしくお願いいたします。

〔22番 中野志乃夫君 降壇〕

〔市長 和地仁美君 登壇〕

○市長（和地仁美君） 初めに、ちょこバスの運行実績についてであります。令和4年度の収支率は28.4%であり、運行基準を満たした実績となっております。

次に、ちょこバスの目的についてであります。ちょこバスは路線バスでは対応できない公共交通空白地域の解消を主な目的としておりますことから、福祉目的に特化することは考えておりません。

次に、キッチンカーなどを集めたイベントによる地域商業の活性化についてであります。現在本市ではキッチンカーを活用した地域商業の活性化は行っておりませんが、他自治体の事例等を収集し、調査・研究してまいりたいと考えております。

次に、公共用地を地域防災の拠点として活用することについてであります。市役所駐車場、都営向原団地の南側創出用地及び桜が丘3丁目の国有地につきましては、大規模災害が発生した際に、これらの土地が更地であった場合は災害対応に活用する可能性もあると思っております。現時点において地域防災計画等に地域防災の拠点と位置づける予定はございません。

以上です。

〔市長 和地仁美君 降壇〕

○22番（中野志乃夫君） まずちょこバスについてであります。

ちょこバスに関しては、この間、運行基準を持って、目標とすれば収支率40%ということ掲げて、25%を下回る場合は見直しを図っていくということでもありますけれども、ここ最近の実際の収支率はどうなっているのか、まずその辺を教えてください。

○道路交通課長（一ツ木正美君） ちょこバスの収支率につきましては、新型コロナウイルス感染症前というこ

とで、まず平成30年度から御説明をさせていただきたいと思います。

平成30年度の収支率は31.9%、平成31年度の収支率は31.2%、令和2年度の収支率は22.9%、令和3年度の収支率は25.5%であります。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ここ最近の収支率ということで言えば、平成の段階のほうが30%を超えていてよかったわけですが、やっぱり22.9%、本来25%を下回った場合という、そういう段階に来たと。これは理由としてはやはりコロナの影響というふうに考えてるのか、ほかの要因があるのか、その辺はどうお考えでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 令和2年度の収支率22.9%につきましては、前年度、その前々年度の統計等を見ていきますと、やはり新型コロナウイルス感染症の関係で外出を控えた市民の皆様が多数いたんじゃないかというような形で考えております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） ようやくコロナのほうも収束といたしますか、ちょっと一部、残念ながら議員さんでまたかかった方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺で、バスの実際の収支率の傾向としては、今担当としてはどういうふうに見てるのかを教えてください。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 収支率につきましては、先ほど御説明させていただきましたが、令和2年度の収支率は22.9%、令和3年度の収支率が25.5%、令和4年度につきましては28.4%ということで、徐々に従前の数値に向けて上がってきているというような形で市のほうでは考えております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 確かに、ようやく人が流れ始めたっていう感じは確かにいろんな面で感じられますから、確かにまた少し上がってくる傾向はあるのかもしれない。

それは大変いいことではあるんですが、市民の方から、やはりどうしても以前の100円の時代といたしますか、もう本当に100円でいろいろ回れたとか、使えたということでも、やっぱりそういう戻してほしいとか、いろんな声も多々お聞きします。あわせて、これも以前もちょっとお聞きしたんですけども、シルバーパスなんか使えないのかという話も伺います。とりわけ、隣の武蔵村山市がシルバーパスを一時使っていた、ちょっとその辺の経過はどうなってるのかをちょっとお聞きいたします。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 武蔵村山市のMMシャトルでのシルバーパスにつきましては、この件については状況は承知しておりますが、市の財政というのが厳しい状況でありますので、シルバーパスの補助金の対象ってことが見込みがないということになりますので、シルバーパスでの無料乗車を導入するということは困難であると認識しております。

以上でございます。

○2番（中野志乃夫君） 武蔵村山市が、現在はシルバーパス、武蔵村山市も使えなくなったということでもろしいんですか。ちょっとその辺はどうなったのかお聞きします。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 武蔵村山市では、現在はシルバーパスのほうは使用ができていたというような状況になっております。

以上でございます。

○副市長（松本幹男君） 武蔵村山市のMMシャトルは、議員さん御存じだと思うんですが、これはかなり古く

から、昭和の時代から、武蔵村山市は市内に鉄道、駅がないということで、市内循環バスという形でスタートしていたので、昨今自治体で行われているコミュニティバスという位置づけでもともとスタートしていないというところは大きく違っていると思われま

す。したがって、武蔵村山市さんが当時MMシャトルを長く走らせていく中では、立川バスに運行のほうを営業エリア的にはお願いをして、それで回数券であるその市民の方たちは当時利用していたという形になっておりますので、あくまでもスタートがコミュニティバスという位置づけとは異なっているというふうに認識しております。

以上です。

○22番（中野志乃夫君） 確かに私もシルバーバスが使えないのかということで、ちょっとそういう相談もあったんで調べてみたら、現状の東京都のそういうシルバーバスの運営の中では、各コミュニティバスがそこには入れない、参入できないみたいな形になってるので、そのとおりはそのとおりなんですよ。

ただ、たまたま隣の武蔵村山のシャトルバスがシルバーバスが使えてるから、じゃ東大和市は何で使えないかっていう声がやはりどうしても聞こえてくるといいますか、そういう苦情じゃないですけども、どうなっているんだっていうことが問合せが結構あるもんですからお聞きした次第です。確かに経過を聞けば、そういう、もう本当に早くから武蔵村山市、鉄道がない市ということで全国的にも有名なぐらいなところだったから、バスでいろいろ回らなくちゃいけないということがありました。

ちょっと昔ですけど、私も一時、それなら武蔵村山市と東大和市とで一緒に運行したらいいんじゃないかということも提案したときありますけども、どうしてもそれはなかなかそう簡単にはいかないし、各運行会社が、武蔵村山市の場合は立川バス、東大和は西武バスとか、いろいろな問題もあるっていうので、ちょっとそれは無理だということは分かりましたし、ただ私がちょっとどうしても気になってるのは、今ようやくコロナが明けて、徐々にまた上向きになっているんで、それは悪いことではないんですが、やはりどうしても、これはしょうがないんですけども、通常のバスではやはりお客さんがあまりいないからバス路線としてなくなったところを補う形でこのコミュニティバスが運行するような状態ですから、いろいろ努力してもなかなか本当にそこを引き上げるというのはなかなか大変なことであるとは思っています。

そうすると、徐々にいろいろな、それこそ、これも決して悪いことじゃないんですけども、自転車、いろいろ普及させて、いろいろ、この間のほかの議員の質問とかもありましたけども、各地に自転車で使えるようにした場合とか、それは、そのことによって逆にちょこバスのほうの収支率が下がってくるといいますか、そういったことも想定されるわけですよ。そうした場合にどうなのか。本当に20%を、この間の過去でいえば22.9%というのがありましたけど、それをさらに下回るような場合、どう扱うべきか、どうすべきかとか、そういう点ではちょっといろいろ検討なり論議っていうのはされているんでしょうか。

○道路交通課長（一ツ木正美君） 仮にちょこバスのほうの収支率が平常時で25%を下回ったというようなことにつきましては、東大和市のコミュニティバス等運行ガイドラインに基づきまして一層の利用促進を図ります。それでも運行基準に満たない場合は、運行日、運行時間帯の縮小、路線の一部廃止等の見直しを図ることとなります。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 実際そうなるっていく可能性もなくはないわけですね。そうしたときに、それなら空バスを走らせるよりは、ある面、福祉目的的にといいますが、高齢者や障害者や、今障害者の割引もあります

けども、そういった人たちを中心に何か工夫して乗ってもらうようなことも逆に言えば考えてもいいんじゃないかというふうに思うわけです。

また、福祉関係の市内でいろいろそういう運行といいますか、福祉目的での事業としてやられている団体が市内にもあるとは聞いていますけども、その辺の動きと、今あと芋窪でも実験をして、実証実験といいますか、やっていたそういうコミュニティーの運行といいますか、そういったこととか、何かそういう、よりうまくそういう人の利用、利便性を図るといいますか、本当に足がなくて困っている人は確かなんで、そういったことがうまく、もう少し何か連携できたり、調整できたりとか、そういったことはどうなんでしょうか。いろいろ福祉目的のほうの団体でやっているとこもあると聞きますけども、そこと何かもう少しうまく連携できるとか、そういうことはないんでしょうか。

○福祉推進課長（山田茂人君） 現在福祉有償運送を行っている団体、これは市内にNPO法人が2団体ございます。ただし、その他のバスとか、そういったものの連携、そういったところは今のところ検討はされていない状況でございます。

以上です。

○2番（中野志乃夫君） 確かに福祉目的での運行しているそういうNPO法人の団体の場合は、いわゆるその会員といいますか、そこに登録して、その人たちに対していろいろ必要なときに運ぶという形でやってると思うんですよね。だから、確かにそういう会員登録していない人を運ぶっていうのもまた、これも法的にもいろいろ支障を来すんじゃないかと思えますけども、いずれにしても、私がこのちょこバスに関して言えば、本当に足の便がない、本当に駅まで行くのに、病院まで行くのに苦労されてる方も多くて、どうしてもそれを使わざるを得ないという方も実際いるのは確かですから、引き続き運行ができるように努力してほしいんですけども、いろいろなことを想定して、よりそういった人たちが市内いろんなところ、必要なところに行けるようなことはぜひ検討していただきたいと思っております。

まずちょこバスに関しては、そういったことでいろいろ研究をさらに進めていただきたいと思います。

次に、公共用地の有効活用についてですけども、キッチンカー等、地域イベントということでの商業の活性化という、地域商業の活性化といいますか、そういったことで、実際都内でも各地でそういう試みが始まっています。都内でいいますと大田区とか世田谷区、杉並区と、ほかの区部はちょっとまだちゃんと調べていませんけども、それらの区では市の公園とかあと市庁舎、いわゆる区の庁舎なんかにキッチンカーを招き入れて、そこでもう実際に基準を設けて、毎週何曜日にこういうキッチンカーが来ますとか、区民の方にも分かるような設定をして、いろいろ実際にそういうことを始めてます。

さらに、町田市が今そういう実証実験といいますか、町田市内の各公園とか、町田の市庁舎にもキッチンカーに入ってもらって、そこでいろいろ、市民の人たちがそこに来て食べれるような形の環境もやっています、大変注目をされている状況なんですね。

それらのことについて、ちょっといろいろ市としてはどこまで研究され、どう検討されているのか教えてください。

○産業振興課長（佐伯芳幸君） 現在市ではキッチンカーを活用した地域商業の活性化は行っておりませんが、公共用地の開放につきましては、今後キッチンカーを活用した地域商業の調査・研究をする中で併せて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 今これも結局コロナの影響ですけれども、各地域の商店、食堂、レストラン等がかなりやっぱりお客さんの足が遠のいて打撃を受けて、本当にもうせつば詰まった形で、そういうキッチンカーという話が出てきました。

実は、御存じかどうかあれですけども、東京都も都立公園を、ずっと今年3月いっぱいまでですか、キッチンカーを導入してもいいという特例を設けて運行させてました。通常でしたら、本来都立公園ですから、大変なお金を取ってとかいろいろかかるのを、本当にもうごく僅かのお金で、地元の、その都立公園にある範囲の市の地元の商店の関係とか、地元の業者がやっているキッチンカーはそこに入ってもいいという形で、それこそ都立東大和南公園とか各多摩の公園でもそう、都立公園もそうです、区内の都立公園の中ではほとんどのところでそういったことをやって、ある面東京都としてはやっぱりコロナのそういう対策としてそういった運行を行ってました。残念ながら、一応コロナのほうが収束したということで3月いっぱい終わって、あとは各都立公園のほうで相談してくださいという話になりました。

残念ながら、その後、都立東大和南公園のほうでは新たに、同じようなことができないので特別の行事のときだけ検討はするけども、確実にいついつ使っているとか、いろんなこともお答えできないといいますか、ちょっとまだ白紙状態ですと。また、いろいろこうしたイベントをやりたいという場合でも、特別の条件が合わないとなかなかできないような現状があります。

ですから、やはりそれはそこで、まさに東京都も、各そういったコロナの影響による商業の打撃を何とかそこで補うということでやってたわけですから、やはりその観点で東大和市も実際検討してほしい。実際、うまかんべえ〜とか、以前はコロナ前はキッチンカーも大量に出ていたと思うんですけども、それ以降、そういった動きについて、市としてそういうキッチンカーができる場所とか、またそういうことで、イベントでまたそういったことは受け入れる可能性があるのか、またこういったところだったら民間と協力してやれることがあるのかとか、その辺の検討はどうなんでしょうか。

○市民環境部長（木村 西君） キッチンカーを活用した商業の活性化ですけども、先ほど市長からの答弁にもありましたとおり、まず各自治体の事例を収集するということから始めるというふうに思っておりますので、現段階でそういった検討のほうはしていないという状況でございます。

以上でございます。

○22番（中野志乃夫君） 各自治体、これは東大和市らしいんだけど、ほかの自治体がやり始めたらちょっとようやくじゃうちもって感じになりますけども、ある面、例えばP a y P a yのときなどは、東大和市が率先して本当に30%引きっていうのがある面ほかの市に比べて率先してやったことによって、相当プラス効果、商工会の皆さんも大変喜んでたし、本当にそういったことができるわけですよ。つまり、ほかの横並びでやって、ただ見てからというよりは、私は地元の商店、とりわけ地域の人たちを、本当に商業活性化させる意味とか様々な点からいえばやりようがあると思うんですよ。

まして、今ほかの市がやっていないから、逆に東大和市はこういうことをやっていると、そういうPRするにもちょうど、私は本当に先駆的にやったほうが得するんじゃないか、得するというのは変ですけど、話題性を呼んで、東大和市のPRにも大きく貢献するんじゃないかと思うんですけども、その辺はどうなんでしょうか。そういう発想はなかなか持てないんでしょうか。

○副市長（松本幹男君） キッチンカーの導入事例って、かなり前から小金井市さんが取り組んでいる事例を私も知っていたりして、今御案内が先ほどあった町田市さんの例っていうのは、庁舎の中の食堂が運営事業者が

いなくなった、その代替としてキッチンカーを呼んだっていうふうに記憶しているんですね。ただ、結果として、やってみればそれなりに盛況があったということで広がっているのかなというふうには思っております。

当市でキッチンカーをやるに当たっては、別に否定するつもりは毛頭ございませんので、機を捉えていきたいなどは思っているのですが、ただ実施するに当たりましては、やはりうちの市内でキッチンカーを業としてやっている方っていうのが、ごめんなさい、私を知る範囲で今いらっしゃらないので、あくまでも東大和でやるとなると他市から来ていただくっていう形になってしまうのかなという部分が大いなので、そこについては地域の商店さんとも調整の下に、合えば実施をしていくという、そんな形になろうかと思えます。

以上です。

○22番(中野志乃夫君) 確かに私が見てる限りでも、いっぱい各商店の皆さんがキッチンカー持ってということはあるに確かでない。ないことはないんですよ、市内の事業者でもキッチンカーやっているのはたしかなんで、それは分かってるんですけども、あわせて、キッチンカーに限らず、私は例えば市庁舎のところなり庁舎のこの駐車場を使ってとか、あと公共施設の駐車場で空いているところを定期的に二、三台分、そういうスペースを空ける。それはキッチンカーじゃなくても、変な話、屋台でもいいわけですよ。そういう出店ですよ。そういう形でそこにそういったものがあるということで、そのことである面、毎週そこでそういうものをやってる、出てるっていうだけでも、結構そこはそこでお祭りのようなといいますか、ことにはなるのを私も見てきています。

ちょっとほかの市ですけども、大きな商店といいますか、駐車場が幅もすごく大きいところで、もう毎月第4日曜日に、キッチンカーとかいろんな人たちが集まって、そこでイベントをやったら、本当に一、二年でそこに定着しちゃって、もう常にすごい人が毎回、ほとんど宣伝していないのに毎回四、五百人ぐらいお客さんが来るとか、そういうことをやっている場所もちょっと近所で知っております。

ですから、まだ、ちょっとキッチンカーって言っちゃうと限定されちゃうかもしれませんが、私はそれこそ本当に、リアカーじゃないですけども、そういう屋台的なもの、そこで何かを販売できる、そこでやれるものがあればそういった人たちもできるよという、そうすると市民の方はいろんな形で、それだったら自分たちも参加してみようとか、やれる可能性があるなどは思っております。ですから、そういった意味でぜひ検討していただけないかなとは思ってるわけです。

あとこの間、その場所に、併せての質問ですけども、地域防災というのを入れたのは、例えば今市役所では、いわゆるEVですか、電気自動車を大量に今導入して、それをいざ災害のときも電源として使えますから、そういう形でやってる話も聞きます。あわせて、できましたら、市庁舎の場合もそういう充電器ですか、電気自動車の充電のいわゆる装置も当然持つてるわけですけども、できればちょっと、キッチンカーそのものの運営というよりは、そういう場所をやはり地域防災の観点からも積極的に、ほかの地、いわゆる市庁舎以外でも電気自動車のそういう充電器を設置してとか、そういったことも考えてもいいんじゃないかと思うんですけども、ちょっと観点は違いますけども、その辺はどうでしょうか。

○総務管財課長(関根 崇君) 市役所の駐車場における電気自動車の充電設備の設置についてでございますけれども、こちらは当然災害時での利用のほか、電気自動車の普及による脱炭素化といった観点も踏まえながら、今後導入可否を含めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○22番(中野志乃夫君) ぜひともちょっと、例えばキッチンカーのことでいえば、普通キッチンカーだと、

大体発電機を備えているんですね。つまり自前で電気が取れないところ、いわゆるそういう電気の供給ができないところでも繰り出して運行するわけですから、大体のキッチンカーが発電機を持っている。そういう発電機があることによって、いざというとき、災害のときなんか、それはそれですごく有効なんですね。何かのときに使える。本当に電源がないときでも発電機で電気を起こして、そのキッチンカーではいろんなものを調理ができて、そういったときにはプラスになる。そういう面もありますから、私は意外とキッチンカーとかいろいろなものがどんどん普及すると、いざ災害のときも役に立つのかなというちょっと、これはもう私の持論ですけども、そう思っております。

ですから、やはり商業の活性化はもちろんですし、いろんな意味で、間違いなく大震災とか、富士山の噴火も含めて私は近々あると思っておりますから、そういったことを考えると、いろんな意味でそういったものがもっともっと普及していいんじゃないか、民間の皆さんが一生懸命それもやってくれるわけですから、そういった場があれば、恐らく市内の事業者も、じゃうちもキッチンカーで少しやってみようかって話にもなりますから、ぜひそういった点も含めて検討していただきたいと思っております。

以上で私の一般質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、中野志乃夫議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（東口正美君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時31分 延会